



税 務 統 計

令和4年度版
(2022年度)

吹田市税務部

目 次

I. <市の概況>

(1) 吹田市の概要	1
(2) 基準財政需要額、基準財政収入額比較表	1
(3) 令和3年度一般会計款別歳入歳出決算額	2
(4) 令和3年度一般会計款別歳入歳出決算図表	3

II. <税務機構>

(1) 税務部事務分掌	4
(2) 税務職員数	5
(3) 税務職員の手当	5
(4) 特別土地保有税審議会の構成	6
(5) 市税審議会の構成	6
(6) 固定資産評価員	6
(7) 固定資産評価審査委員会の構成	6

III. <市税総括>

(1) 市税年度別収入状況及び伸長率	7
(2) 市税予算・調定・収入及び収入率の推移	13
(3) 市税年度別負担額	14
(4) 市税の徴収に要する経費	16
(5) 令和4年度市税一覧表	18
(6) 税率の変遷	20
(7) 所得控除額の変遷	34

IV. ＜市民税＞

(1)	個人市民税納税義務者数の推移	39
(2)	特別徴収義務者数の推移	39
(3)	個人市民税調定額推移（現年課税分）	39
(4)	退職所得の分離課税に係る所得割額等の推移	40
(5)	分離譲渡所得に係る調定額等の推移	40
(6)	市民税申告に関する調	40
(7)	個人市民税と府民税の収入額の推移（現年課税分）	40
(8)	令和4年度所得割納税義務者課税標準額段階別調	41
(9)	令和4年度市民税等の納税義務者等に関する調	42
(10)	令和4年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	43
(11)	法人市民税調定額等の推移（現年課税分）	44
(12)	令和3年度業種別法人社数	44
(13)	令和3年度資本金等別法人社数	45

V. ＜固定資産税・都市計画税＞

(1)	納税義務者の推移	46
(2)	土地・家屋異動申告件数	46
(3)	土地に関する概要	47
(4)	農地に関する概要	49
(5)	家屋に関する概要	50
(6)	家屋の種類別1㎡当りの平均価格	50
(7)	償却資産に関する概要	51
(8)	償却資産の段階別納税義務者数等に関する調	52
(9)	償却資産の課税標準の特例を受けるもの	52
(10)	審査の申出状況	53
(11)	交付金の状況	53

VI. ＜諸税＞

(1) 軽自動車税（種別割）	
(ア) 令和4年度車種別調定内訳	54
(イ) 車種別台数及び構成比の推移	55
(2) 市たばこ税	56
(3) 入湯税	56
(4) 事業所税	57
(5) 特別土地保有税	57

VII. ＜納税＞

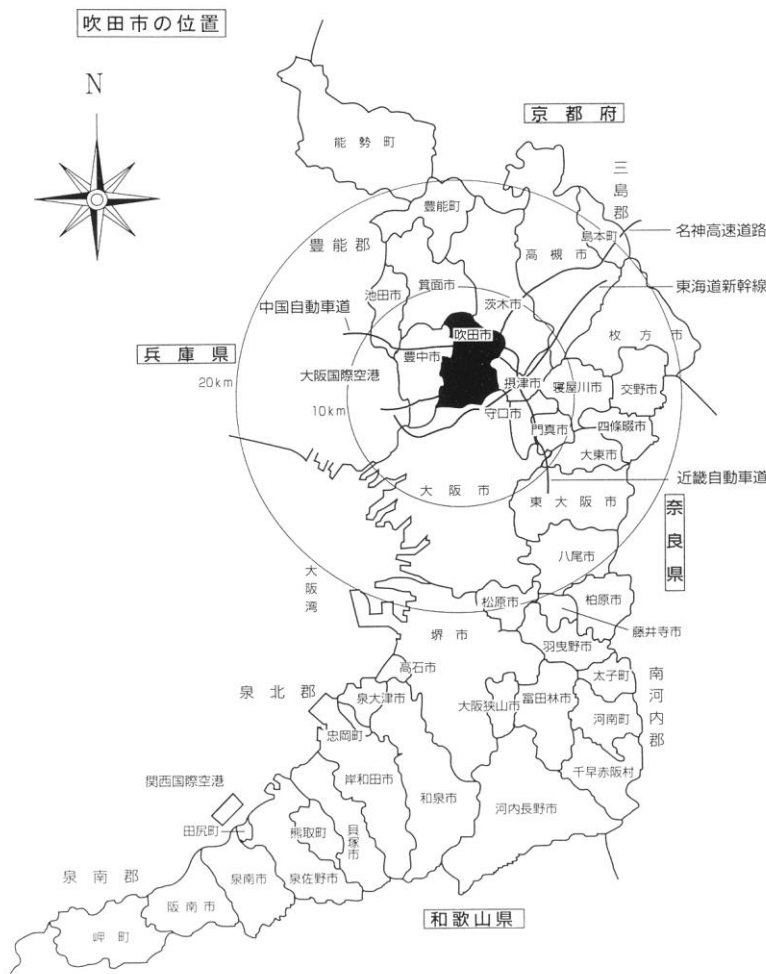
(1) 不納欠損額	58
(2) 市税口座振替加入状況	59
(3) 財産差押状況	60

VIII. ＜税外収入＞

(1) 証明・閲覧等の状況	61
(2) 督促手数料及び延滞金に関する調	62
(3) 個人府民税徴収取扱事務費委託金	62
(4) 市町村交付金調整金	62

I . 市の概況

(1) 吹田市の概要



市制施行
昭和15年(1940年)4月1日
市役所の住所
大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
面積
36.09km ²
広ぼう
東 西 6.3km 南 北 9.6km

人口
378,781 人
世帯数
179,397 世帯

※令和4年3月31日現在

(2) 基準財政需要額、基準財政収入額比較表

区分 年度	基準財政需要額 (千円)	基準財政収入額 (千円)	財 政 力 指 数	
			単 年 度	3 か 年 平 均
29	53,289,462	52,753,290	0.98994	0.98657
30	53,449,513	52,864,294	0.98905	0.98836
令和元	54,025,452	53,485,093	0.99000	0.98966
2	56,827,570	55,936,325	0.98432	0.98779
3	58,168,480	55,019,494	0.94586	0.97339
4	59,745,833	57,520,219	0.96275	0.96431

(3) 令和3年度一般会計款別歳入歳出決算額

(単位:千円)

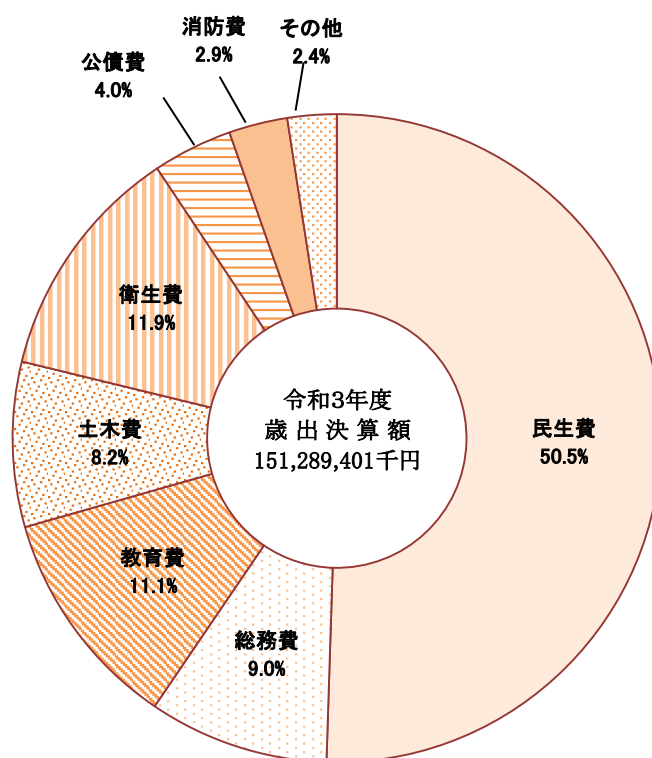
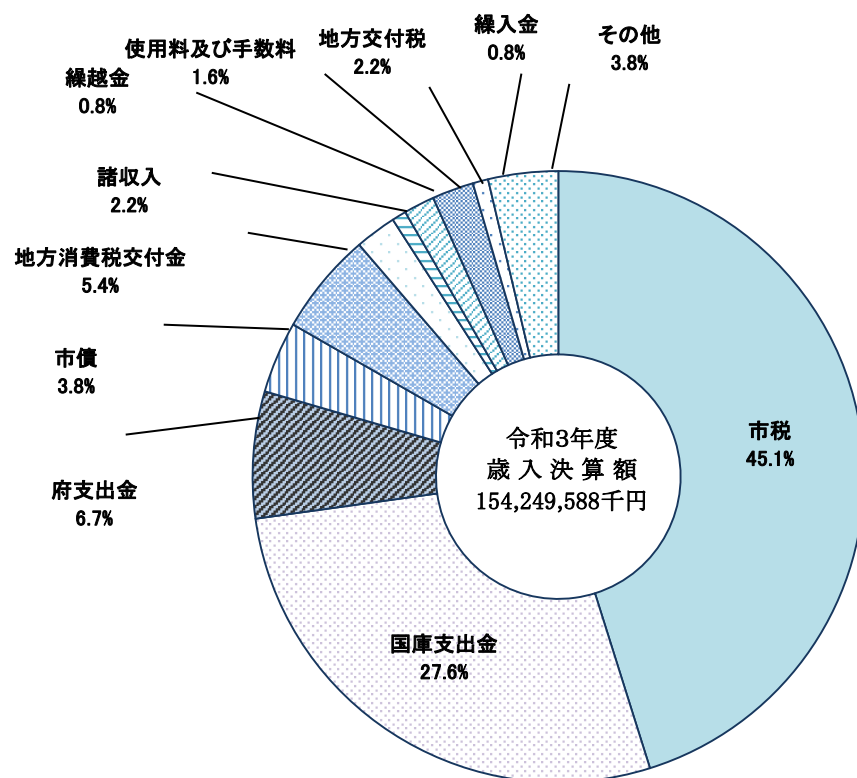
歳 入			歳 出		
款 別	収 入 済 額	構成比 (%)	款 別	支 出 済 額	構成比 (%)
1 市 税	69,646,879	45.1	1 議 会 費	724,515	0.5
2 地 方 譲 与 税	590,201	0.4	2 総 務 費	13,597,825	9.0
3 利 子 割 交 付 金	80,753	0.1	3 民 生 費	76,412,318	50.5
4 配 当 割 交 付 金	638,669	0.4	4 衛 生 費	17,927,273	11.9
株式等譲渡所得割					
5 交 付 金	718,157	0.5	5 労 働 費	802,842	0.5
法 人 事 業 税					
6 交 付 金	750,535	0.5	6 農 業 費	67,294	0.0
地 方 消 費 税					
7 交 付 金	8,358,580	5.4	7 商 工 費	1,748,376	1.2
環 境 性 能 割					
8 交 付 金	115,739	0.1	8 土 木 費	12,449,775	8.2
9 地方特例交付金	763,200	0.5	9 消 防 費	4,425,301	2.9
10 地 方 交 付 税	3,397,950	2.2	10 教 育 費	16,764,716	11.1
交 通 安 全 対 策					
11 特 別 交 付 金	40,062	0.0	12 公 債 費	6,012,429	4.0
分 担 金 及 び					
12 負 担 金	731,924	0.5	13 諸 支 出 金	356,737	0.2
使 用 料 及 び					
13 手 数 料	2,517,575	1.6			
14 国 庫 支 出 金	42,649,731	27.6			
15 府 支 出 金	10,342,241	6.7			
16 財 産 収 入	503,599	0.3			
17 寄 附 金	763,178	0.5			
18 繰 入 金	1,258,704	0.8			
19 諸 収 入	3,375,157	2.2			
20 市 債	5,840,000	3.8			
21 繰 越 金	1,166,754	0.8			
歳 入 合 計	154,249,588	100.0	歳 出 合 計	151,289,401	100.0

(合計数値は四捨五入の関係上、各集計の合計と一致しない場合があります。)

(単位:千円)

歳 入 歳 出 差 引 額	2,960,187
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	366,889
実 質 収 支 額	2,593,298
単 年 度 収 支	2,151,684

(4) 令和3年度一般会計款別歳入歳出決算図表



Ⅱ．税務機構

(1) 税務部事務分掌

課	事 務 分 掌
税 制 課	(1) 税務の調査、研究及び企画に関する事項 (2) 吹田市市税条例及び吹田市市税条例施行規則の原案の作成に関する事項 (3) 市税及び個人の府民税(以下「市税等」という。)の調定の集計及び会計管理者への通知に関する事項 (4) 個人の府民税の払込み、報告及び徴収委託金に関する事項 (5) 税務統計の報告に関する事項 (6) 所得証明に関する事項 (7) 市税等の納税証明に関する事項 (8) 納税意識の啓発に関する事項 (9) 軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税(次号及び第11号において「軽自動車税等」という。)の賦課に関する事項 (10) 軽自動車税等の減免に関する事項 (11) 軽自動車税等に係る犯則の取締りに関する事項 (12) 市税審議会に関する事項 (13) 部内の総合調整及び庶務に関する事項
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税(次号及び第6号において「固定資産税等」という。)の賦課に関する事項 (2) 固定資産税等の減免に関する事項 (3) 固定資産課税台帳記載事項等に係る証明及び閲覧に関する事項 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 (5) 固定資産の調査及び評価に関する事項 (6) 固定資産税等に係る犯則の取締りに関する事項 (7) 固定資産評価員の事務に関する事項
市 民 税 課	(1) 個人の市民税及び府民税並びに法人の市民税(以下市民税課の項において「市民税等」という。)の賦課に関する事項 (2) 市民税等の減免に関する事項 (3) 市民税等に係る犯則の取締りに関する事項
納 税 課	(1) 市税等の収入消込みに関する事項 (2) 市税等の督促状の発付に関する事項 (3) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事項 (4) 市税等の滞納繰越に関する事項 (5) 納税貯蓄組合に関する事項 (6) 市税等の収入状況の報告に関する事項 (7) 市税等の口座振替に関する事項 (8) 市税等の納税猶予等に関する事項 (9) 市税等の滞納整理に関する事項 (10) 市税等の滞納処分及び滞納処分の停止に関する事項 (11) 市税等の不納欠損に関する事項 (12) 市税等の有価証券の取立委任に関する事項 (13) 市税等の領収証書等の管理に関する事項
管 理 債 権 課	(1) 債権の管理に係る企画及び調整に関する事項 (2) 滞納債権に係る助言及び指導に関する事項 (3) 強制徴収公債権の滞納整理に関する事項(他の課等から移管を受けたものに限る。)

(2) 税務職員数

(単位:人)

部	部長	次長	課	課長	課長代理	担当	主査	主任	係員	小計	合計
税 務 部	1	1	税 制 課	1	1	税制グループ	2	3	1 (再任1)	6	16
					主幹 1 (再任1)	諸税グループ	2	1	2	5	
				小計	1	2		4	4	3	11
			資産税課	1	1	賦課・証明担当	3	6	3 (再任1)	12	32
						土地担当	2	2	3	7	
					主幹 2 (再任1)	家屋担当	2	4	3	9	
				小計	1	3		7	12	9	28
			市民税課	1	1	個人課税・法人課税グループ	3	3	5 (再任1)	11	27
						システム管理グループ	1	4	8 (再任1)	13	
					主幹 1						
				小計	1	2		4	7	13	24
			納税課	1		管理グループ	3	6	4 (再任3)	13	31
						管理グループ(標準化担当)	1	0		1	
					主幹 4 (再任2)	納税グループ	2	3	7	12	
				小計	1	4		6	9	11	26
			債権管理課	1	1	庶務・企画担当	1	0	0	1	6
						滞納整理担当	1	1	1	3	
				小計	1	1		2	1	1	4
合計	1	1		5	12				93		112

(令和4年9月1日現在)

- (注) 1. 固定資産評価員は上記に含まず。
 2. 担当員欄の(再任)は再任用職員、職員数に含む。

(3) 税務職員の手当

区 分	種 類 及 び 基 準		
市税等徴収業務 特殊勤務手当	市税徴収手当		
	1 件数割	(1) 現年課税分	徴収1件につき 5円
		(2) 滞納繰越分	徴収1件につき 20円
	2 差押え		1件につき 300円
	3 金額割	(1) 現年課税分	徴収金額の 1/1,000
		(2) 滞納繰越分	徴収金額の 3/1,000
		(3) 延滞金分	徴収金額の 20/1,000
	※ 徴収手当は月額30,000円を限度とする		

(4) 特別土地保有税審議会の構成

平成15年6月17日付けで廃止

(5) 市税審議会の構成

◎印は会長、○印は副会長

委 員 氏 名	所 属	役 職
◎ 稲 葉 英 基	近畿税理士会吹田支部	幹事・税務支援対策 委員会副委員長
大 江 尚 子	吹田市消費者団体協議会	委員
高 田 貴 士	吹田青年会議所	事務局長
○ 辻 美 枝	関西大学	商学部教授
徳 原 秀 樹	連合大阪北大阪地域協吹摂地区協議会	事務局長
三 浦 晴 彦	大阪学院大学	准教授
山 口 淳	吹田商工会議所	事務理事

(令和3年7月1日現在)

(6) 固定資産評価員

固定資産評価員	中川 明仁
---------	-------

(令和4年4月1日就任)

(7) 固定資産評価審査委員会の構成

役 職	氏 名	就 任 日
委 員 長	八 木 正 雄	平成30年6月28日
委員長職務代理	田 中 義 久	令和2年3月30日
委 員	永 田 絵 理	令和3年9月12日
事 務 局 事務局長 (農業委員会事務局長兼務) 書 記 4名 (税制課職員兼務)		

(令和4年9月1日現在)

Ⅲ.市税総括

(1) 市税年度別収入状況及び伸長率

(単位:円、%)

年度(予算額)			平成29 (65,846,067,000)			
税目		項目	調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 人	均 等 割	609,469,200	604,056,832	99.1	101.9
		所 得 割	26,942,422,123	26,721,056,575	99.2	101.7
		計	27,551,891,323	27,325,113,407	99.2	101.7
	法 人	均 等 割	1,194,192,100	1,192,215,344	99.8	102.8
		法 人 税 割	3,589,012,000	3,583,070,779	99.8	95.9
		計	4,783,204,100	4,775,286,123	99.8	97.5
	小 計		32,335,095,423	32,100,399,530	99.3	101.1
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,388,116,800	9,339,913,154	99.5	100.1
		家 屋	12,160,931,100	12,098,719,928	99.5	102.4
		償 却 資 産	2,943,387,100	2,942,664,200	100.0	104.3
		計	24,492,435,000	24,381,297,282	99.5	101.7
	交 付 金		669,481,000	669,481,000	100.0	99.3
	小 計		25,161,916,000	25,050,778,282	99.6	101.7
軽 自 動 車 税			255,654,600	246,213,980	96.3	102.4
市 た ば こ 税			1,726,168,537	1,726,168,537	100.0	93.1
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	-
現 年 課 税 分 合 計			59,478,834,560	59,123,560,329	99.4	101.1
滞 納 繰 越 分	市 民 税		948,284,771	309,138,157	32.6	110.4
	固 定 資 産 税		518,702,797	184,883,851	35.6	97.5
	軽 自 動 車 税		21,394,613	5,333,656	24.9	139.2
	市 た ば こ 税		0	0	0.0	-
	特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-
	合 計		1,488,382,181	499,355,664	33.6	105.5
普 通 税 合 計			60,967,216,741	59,622,915,993	97.8	101.1
事 業 所 税			1,031,951,800	1,031,951,800	100.0	103.4
入 湯 税			23,485,125	23,485,125	100.0	98.8
都 市 計 画 税			5,562,219,100	5,533,482,394	99.5	101.0
滞 納	事 業 所 税		0	0	0.0	-
	都 市 計 画 税		134,132,865	47,696,520	35.6	98.7
市 税 合 計			67,719,005,631	66,259,531,832	97.8	101.1

(単位:円、%)

年度(予算額)			平成30 (67,118,570,000)				
税目		項目	調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比	
市 民 税	個 人	均 等 割	617,153,000	612,807,682	99.3	101.4	
		所 得 割	27,436,474,350	27,250,534,976	99.3	102.0	
		計	28,053,627,350	27,863,342,658	99.3	102.0	
	法 人	均 等 割	1,206,903,400	1,204,956,216	99.8	101.1	
		法 人 税 割	3,816,182,300	3,810,025,377	99.8	106.3	
		計	5,023,085,700	5,014,981,593	99.8	105.0	
	小 計		33,076,713,050	32,878,324,251	99.4	102.4	
	固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,548,047,400	9,504,445,229	99.5	101.8
			家 屋	12,334,830,200	12,278,389,054	99.5	101.5
			償 却 資 産	2,884,506,300	2,883,709,700	100.0	98.0
計			24,767,383,900	24,666,543,983	99.6	101.2	
交 付 金		653,547,400	653,547,400	100.0	97.6		
小 計		25,420,931,300	25,320,091,383	99.6	101.1		
軽 自 動 車 税			261,811,000	253,627,980	96.9	103.0	
市 た ば こ 税			1,693,287,963	1,693,282,601	100.0	98.1	
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	-	
現 年 課 税 分 合 計			60,452,743,313	60,145,326,215	99.5	101.7	
滞 納 繰 越 分	市 民 税		800,231,411	229,745,442	28.7	74.3	
	固 定 資 産 税		394,120,124	153,118,892	38.9	82.8	
	軽 自 動 車 税		23,373,777	5,448,968	23.3	102.2	
	市 た ば こ 税		0	0	0.0	-	
	特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-	
	合 計		1,217,725,312	388,313,302	31.9	77.8	
普 通 税 合 計			61,670,468,625	60,533,639,517	98.2	101.5	
事 業 所 税			1,046,328,800	1,046,328,800	100.0	101.4	
入 湯 税			23,931,525	23,931,525	100.0	101.9	
都 市 計 画 税			5,628,267,700	5,602,483,806	99.5	101.2	
滞 納	事 業 所 税		0	0	0.0	-	
	都 市 計 画 税		102,046,763	39,691,721	38.9	83.2	
市 税 合 計			68,471,043,413	67,246,075,369	98.2	101.5	

(単位:円、%)

年度(予算額)			令和元年度 (68,084,527,000)			
税目		項目	調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 人	均 等 割	629,446,300	624,550,380	99.2	101.9
		所 得 割	27,714,072,026	27,505,477,562	99.2	100.9
		計	28,343,518,326	28,130,027,942	99.2	101.0
	法 人	均 等 割	1,204,392,200	1,200,810,431	99.7	99.7
		法 人 税 割	4,027,664,500	4,015,686,539	99.7	105.4
		計	5,232,056,700	5,216,496,970	99.7	104.0
	小 計		33,575,575,026	33,346,524,912	99.3	101.4
固 定 資 産 税	純 固定 資産 税	土 地	9,584,525,400	9,538,058,612	99.5	100.4
		家 屋	12,725,394,900	12,662,048,250	99.5	103.1
		償 却 資 産	3,058,720,500	3,057,744,600	100.0	106.0
		計	25,368,640,800	25,257,851,462	99.6	102.4
	交 付 金		646,747,300	646,747,300	100.0	99.0
小 計		26,015,388,100	25,904,598,762	99.6	102.3	
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割		3,835,800	3,835,800	100.0	-
	種 別 割		268,510,600	261,442,270	97.4	103.1
	小 計		272,346,400	265,278,070	97.4	104.6
市 た ば こ 税			1,697,908,805	1,697,908,805	100.0	100.3
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	-
現 年 課 税 分 合 計			61,561,218,331	61,214,310,549	99.4	101.8
滞 納 繰 越 分	市 民 税		672,558,881	219,831,006	32.7	95.7
	固 定 資 産 税		318,532,526	116,783,628	36.7	76.3
	軽 自 動 車 税		24,208,129	7,229,451	29.9	132.7
	市 た ば こ 税		5,362	5,362	100.0	-
	特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-
	合 計		1,015,304,898	343,849,447	33.9	88.5
普 通 税 合 計			62,576,523,229	61,558,159,996	98.4	101.7
事 業 所 税			1,071,247,800	1,068,061,800	99.7	102.1
入 湯 税			23,241,300	23,241,300	100.0	97.1
都 市 計 画 税			5,707,277,400	5,679,049,515	99.5	101.4
滞 納	事 業 所 税		0	0	0.0	-
	都 市 計 画 税		82,168,593	30,180,036	36.7	76.0
市 税 合 計			69,460,458,322	68,358,692,647	98.4	101.7

(単位:円、%)

年度(予算額)			令和2年度 (67,402,278,000)			
税目		項目	調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 人	均 等 割	641,279,800	636,826,597	99.3	102.0
		所 得 割	28,440,996,175	28,248,637,446	99.3	102.7
		計	29,082,275,975	28,885,464,043	99.3	102.7
	法 人	均 等 割	1,204,864,800	1,186,325,633	98.5	98.8
		法 人 税 割	3,267,080,400	3,216,810,072	98.5	80.1
		計	4,471,945,200	4,403,135,705	98.5	84.4
	小 計		33,554,221,175	33,288,599,748	99.2	99.8
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,658,951,900	9,363,823,485	96.9	98.2
		家 屋	13,066,738,100	12,667,332,746	96.9	100.0
		償 却 資 産	3,036,043,400	2,717,404,200	89.5	88.9
		計	25,761,733,400	24,748,560,431	96.1	98.0
	交 付 金		642,775,900	642,775,900	100.0	99.4
	小 計		26,404,509,300	25,391,336,331	96.2	98.0
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割		11,275,900	11,275,900	100.0	294.0
	種 別 割		275,350,500	269,299,010	97.8	103.0
	小 計		286,626,400	280,574,910	97.9	105.8
市 た ば こ 税			1,641,485,063	1,641,452,277	100.0	96.7
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	－
現 年 課 税 分 合 計			61,886,841,938	60,601,963,266	97.9	99.0
滞 納 繰 越 分	市 民 税		628,234,568	220,058,262	35.0	100.1
	固 定 資 産 税		281,569,183	122,358,705	43.5	104.8
	軽 自 動 車 税		21,945,108	7,521,891	34.3	104.0
	市 た ば こ 税		0	0	0.0	0.0
	特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	－
	合 計		931,748,859	349,938,858	37.6	101.8
普 通 税 合 計			62,818,590,797	60,951,902,124	97.0	99.0
事 業 所 税			1,092,825,900	1,077,525,300	98.6	100.9
入 湯 税			16,060,800	16,060,800	100.0	69.1
都 市 計 画 税			5,801,116,300	5,623,631,138	96.9	99.0
滞 納	事 業 所 税		3,186,000	3,186,000	100.0	－
	都 市 計 画 税		72,342,576	31,556,328	43.6	104.6
市 税 合 計			69,804,122,373	67,703,861,690	97.0	99.0

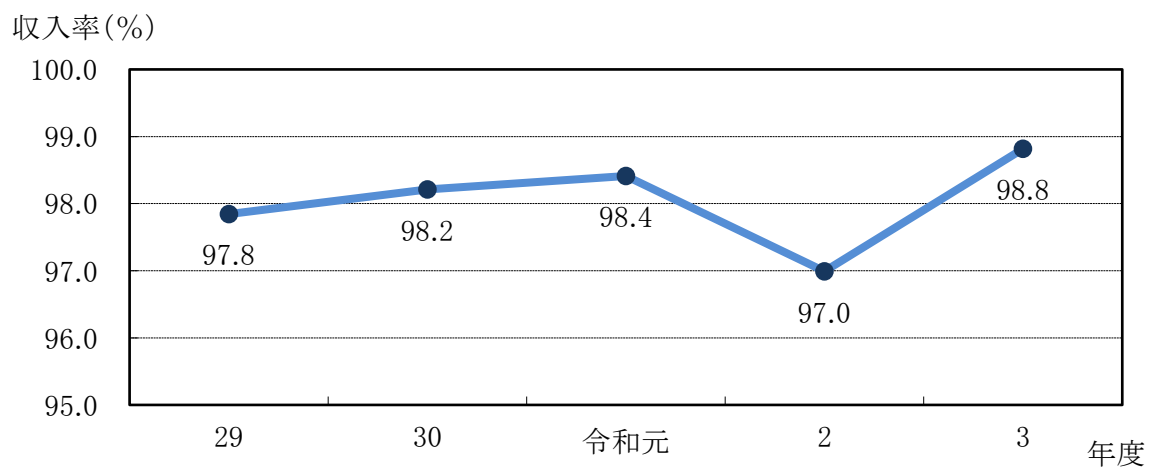
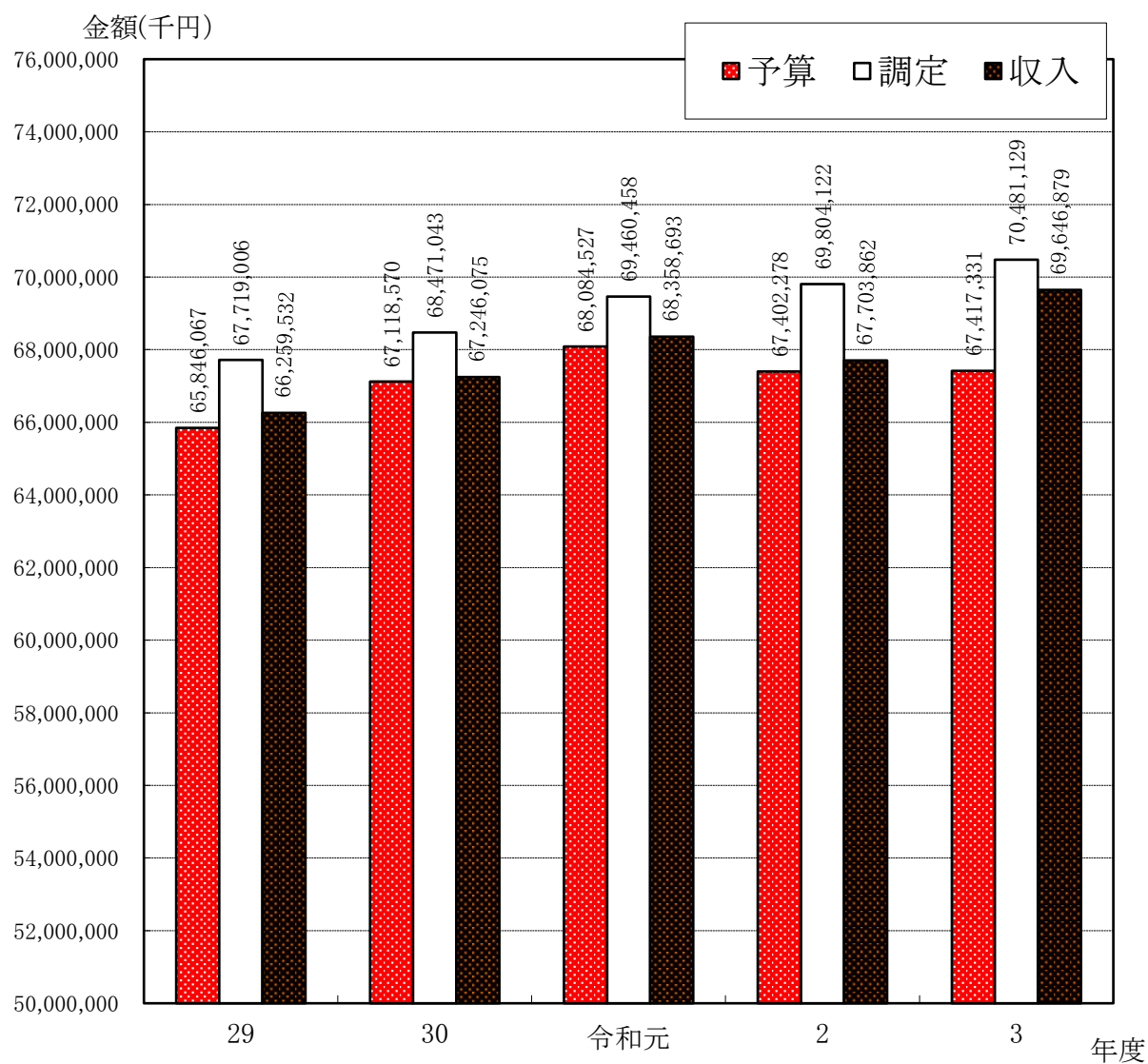
(単位:円、%)

年度(予算額)			令和3年度 (67,417,331,000)					
税目			項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 人	均 等 割	647,269,700	643,897,835	99.5	101.1		
		所 得 割	28,762,351,963	28,604,547,225	99.5	101.3		
		計	29,409,621,663	29,248,445,060	99.5	101.3		
	法 人	均 等 割	1,202,473,500	1,200,304,091	99.8	101.2		
		法 人 税 割	2,802,803,400	2,797,746,799	99.8	87.0		
		計	4,005,276,900	3,998,050,890	99.8	90.8		
	小	計	33,414,898,563	33,246,495,950	99.5	99.9		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,691,942,200	9,653,614,636	99.6	103.1		
		家 屋	12,927,684,500	12,875,856,275	99.6	101.6		
		償 却 資 産	2,905,513,300	2,904,340,800	100.0	106.9		
		計	25,525,140,000	25,433,811,711	99.6	102.8		
	交 付 金	628,789,000	628,789,000	100.0	97.8			
	小	計	26,153,929,000	26,062,600,711	99.7	102.6		
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割		12,361,300	12,361,300	100.0	109.6		
	種 別 割		282,402,700	276,528,973	97.9	102.7		
	小 計		294,764,000	288,890,273	98.0	103.0		
市 た ば こ 税			1,767,901,461	1,767,901,461	100.0	107.7		
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	-		
現 年 課 税 分 合 計			61,631,493,024	61,365,888,395	99.6	101.3		
滞 納 繰 越 分	市 民 税		610,514,095	253,718,997	41.6	115.3		
	固 定 資 産 税		1,158,640,943	1,024,072,733	88.4	836.9		
	軽 自 動 車 税		18,317,258	6,403,730	35.0	85.1		
	市 た ば こ 税		32,786	1,001	3.1	-		
	特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-		
	合 計		1,787,505,082	1,284,196,461	71.8	367.0		
普 通 税 合 計			63,418,998,106	62,650,084,856	98.8	102.8		
事 業 所 税			1,048,154,900	1,045,790,700	99.8	97.1		
入 湯 税			14,800,125	9,744,050	65.8	60.7		
都 市 計 画 税			5,768,938,600	5,745,890,405	99.6	102.2		
滞 納	事 業 所 税		15,300,600	14,536,800	95.0	456.3		
	都 市 計 画 税		214,936,761	180,832,217	84.1	573.0		
市 税 合 計			70,481,129,092	69,646,879,028	98.8	102.9		

(単位:千円、%)

年度			令和4年度当初予算額	
税目		項目	予算額	当初予算前年度比
市 民 税	個 人	均 等 割	649,670	103.9
		所 得 割	28,247,717	110.1
		計	28,897,387	109.9
	法 人	均 等 割	1,171,980	98.8
		法 人 税 割	2,459,835	141.4
計		3,631,815	124.1	
小 計		32,529,202	111.3	
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,569,564	101.6
		家 屋	13,321,968	103.3
		償 却 資 産	2,871,035	99.9
		計	25,762,567	102.2
	交 付 金		529,783	83.7
小 計		26,292,350	101.8	
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割		21,110	175.9
	種 別 割		272,503	103.2
	小 計		293,613	106.4
市 た ば こ 税			1,657,038	104.5
特 別 土 地 保 有 税			0	0.0
現 年 課 税 分 合 計			60,772,203	106.8
滞 納 繰 越 分	市 民 税		212,720	84.4
	固 定 資 産 税		158,440	17.3
	軽 自 動 車 税		5,404	135.1
	特 別 土 地 保 有 税		0	0.0
	合 計		376,564	32.2
普 通 税 合 計			61,148,767	105.3
入 湯 税			22,347	102.0
事 業 所 税			1,057,453	99.9
都 市 計 画 税			5,867,566	103.2
滞 納	入 湯 税		5,056	-
	事 業 所 税		169	0.9
	都 市 計 画 税		37,162	21.5
市 税 合 計			68,138,520	104.8

(2) 市税予算・調定・収入及び収入率の推移



(3) 市税年度別負担額

(その1) 1世帯当りの市税年度別負担額

(単位:円)

年度 区別	29	30	令和元	2	3
市民税	190,371	192,658	192,664	189,152	186,738
固定資産税	148,232	148,230	149,358	144,021	150,987
軽自動車税	1,478	1,508	1,564	1,626	1,646
市たばこ税	10,139	9,853	9,746	9,266	9,855
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	6,062	6,089	6,130	6,100	5,911
都市計画税	32,783	32,832	32,770	31,923	33,037
合計	389,203	391,309	392,365	382,179	388,228
世帯数	世帯 170,244	世帯 171,849	世帯 174,222	世帯 177,152	世帯 179,397

(注) 1. 数値は収入済額を、年度末現在の世帯数で除したものです。

2. 固定資産税は、交付金を含みます。

3. 合計には入湯税を含みます。

(その2) 1人当たりの市税年度別負担額

(単位:円)

年度 区別	29	30	令和元	2	3
市民税	87,576	89,233	89,755	88,896	88,442
固定資産税	68,191	68,655	69,580	67,686	71,510
軽自動車税	680	698	729	764	780
市たばこ税	4,664	4,564	4,540	4,355	4,667
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	2,789	2,820	2,856	2,867	2,799
都市計画税	15,081	15,207	15,266	15,003	15,647
合計	179,045	181,242	182,788	179,613	183,871
人口	人 370,072	人 371,030	人 373,978	人 376,944	人 378,781

(注)1.数値は収入済額を、年度末現在の人口で除したものです。

2.固定資産税は、交付金を含みます。

3.合計には入湯税を含みます。

(4) 市税の徴収に要する経費(課税状況調より)

※令和3年度から様式変更

(単位:千円)

年 度		29	30	令和元	2	
区 分						
税収入額	A 市 税	66,281,490	67,264,653	68,379,527	67,724,631	
	B 個 人 の 府 民 税	18,329,314	18,628,975	18,795,306	19,296,891	
	C 税 合 入 額 計	84,610,804	85,893,628	87,174,833	87,021,522	
徴 税 費	人 件 費	D 基 本 給	440,688	423,161	424,718	420,324
		E 諸 手 当 (注1)	239,746	238,129	234,727	234,268
		㊦ 超 過 勤 務 手 当	35,681	37,253	39,230	41,497
		㊧ 税 務 特 別 手 当	3,710	3,923	2,478	1,776
		㊨ その他の手当	200,355	196,953	193,019	190,995
		F+G+H そ の 他 (注2)	150,092	146,379	144,904	149,243
		I 小 計	830,526	807,669	804,349	803,835
	需 用 費	J 旅 費	989	903	1,065	822
		K 賃 金	36,110	41,591	42,118	26,942
		L そ の 他	189,212	151,567	303,033	201,824
		M 小 計	226,311	194,061	346,216	229,588
	報 奨 金 等	N 納期前納付の報奨金	0	0	0	0
		O 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0
		P 納 税 奨 励 金	0	0	0	0
		Q そ の 他	3	3	3	3
		R 小 計	3	3	3	3
	人件費、需用費、報奨金等の合計 (I + M + R)		1,056,840	1,001,733	1,150,568	1,033,426
		S そ の 他	46,091	43,281	45,737	49,181
		T 徴 税 費 計	1,102,931	1,045,014	1,196,305	1,082,607
	府 民 税 徴収取扱費	U 納税義務者数等を基準 にした金額	526,522	528,934	540,493	551,817
V 報奨金の額に相当する 金額		0	0	0	0	
W 府民税徴収取扱費計 合		526,522	528,934	540,493	551,817	
市税に係る 徴税費	X T - W	576,409	516,080	655,812	530,790	
税収入額に 対する徴税 費 の 割 合 (%)	府民税を含めた場合 $\frac{T}{C}$	1.3	1.2	1.4	1.2	
	市税のみの場合 $\frac{X}{A}$	0.9	0.8	1.0	0.8	

(注) 1. 諸手当の㊧は税務特殊勤務手当、㊨は管理職手当+その他の手当の合計です。

2. 人件費のうち、その他については、課税状況調の「共済組合負担金等(F)」、「報酬(G)」及び「その他(H)」の合計です。

(単位:千円)

年 度		3
区 分		
税収入額	A 市 税	69,667,524
	B 個 人 の 府 民 税	19,533,224
	C 税 収 入 額 合 計	89,200,748
徴 税 費	D 基 本 給	437,903
	E 諸 手 当 (注1)	234,142
	㊦ 超 過 勤 務 手 当	41,081
	㊧ 税 務 特 別 手 当	1,975
	㊨ その他の手当	191,086
	F+G そ の 他 (注2)	154,385
	H 小 計	826,430
	I 旅 費	330
	J そ の 他	153,594
	K 小 計	153,924
	L 納期前納付の報奨金	0
	M 納税貯蓄組合補助金	0
	N 納 税 奨 励 金	0
	O そ の 他	3
	P 小 計	3
	人件費、物件費、報奨金等の合計 (H + K + P)	980,357
	Q そ の 他	53,422
	R 徴 税 費 合 計	1,033,779
府 民 税 徴収取扱費	S 納税義務者数等を基準 にした金額	557,382
	T 報奨金の額に相当す る金額	0
	U 府 民 税 徴 収 取 扱 費 合 計	557,382
市税に係る 徴税費	V R - U	476,397
税収入額に 対する徴税 費 の 割 合 (%)	府民税を含めた場合 $\frac{R}{C}$	1.2
	市税のみの場合 $\frac{V}{A}$	0.7

(注) 1. 諸手当の㊧は税務特殊勤務手当、㊨は管理職手当＋その他の手当の合計です。

2. 人件費のうち、その他については、課税状況調の「報酬(F)」及び「その他(G)」の合計です。

(5) 令和4年度市税一覧表

税目	摘要	納税義務者等	税 率 等			申告期限	納 期
市 民 税 (個人)	賦課期日 1月1日	・市内に住所を有する個人 (均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で市内 に住所を有しない者(均等 割)	・個人均等割 3,500円 ・個人所得割 一律 6% 退職所得分離課税 6%			個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	普通徴収 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月16日～12月28日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 徴収の翌月10日 特例 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 年金特別徴収 2・4・6・8・10・12月分 徴収の翌月10日
市 民 税 (法人)	・市内に事務所又は事業所、 を有する法人(均等割・法人 税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブ、 その他これらに類する施設 を有する法人で事務所又は 事業所を有しないもの及び 市内に事務所、事業所又は 寮等を有する法人でない社 団又は財団で代表者又は管 理人の定めのあるもの(均等 割) ・法人課税信託の引受けを行 うことにより法人税を課される 個人で市内に事務所又は 事業所を有するもの(法人 税割)	・法人均等割 資本金等の金額 従業員 年税率 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 10億円以下 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 1億円以下 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外の法人 5万円 ・法人税割 資本金又は出資金の金額 税率 1億5千万円超 8.4% 1億5千万円以下 6.0% ※令和元年10月1日以後開始の事業年度より適用				法人税申告期限	申告期限と同じ
固定資産税	賦課期日 1月1日 固定資産の所有者 ・土 地 ・家 屋 ・償却資産	課税標準額の 1.4% 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満				・償却資産 1月31日	第1期5月16日～5月31日 第2期7月16日～8月1日 第3期9月16日～9月30日 第4期12月16日～12月28日
交 付 金	算定基準日 前年3月31日 貸付固定資産等を所有する 国、地方公共団体	算定標準額の 1.4%					毎年6月30日
軽自動車税 (環境性能割)	3輪以上の軽自動車の取得者 ※売主が所有権を留保している 場合は、買主(使用者)を取得者 とみなします。 ・3輪以上の軽自動車 △令和元年10月1日以降の軽自 動車の取得者に対し、新車・中古 車を問わず課税されます。 △環境性能割の賦課徴収は、当 分の間、大阪府が行います。	軽自動車の取得価額(課税標準額) × 税率 = 税額 免税点: 取得価格が50万円以下 車種 税率等 電気軽自動車 非課税 天然ガス軽自動車 非課税 ガソリン 乗用 R12年度 燃費基準 75%達成 自家用 非課税 R12年度 燃費基準 60%達成 自家用 1% 営業用 0.5% 上記以外 2% ハイブリッド 貨物 H27年度 燃費基準 +25%達成 自家用 非課税 H27年度 燃費基準 +20%達成 自家用 1% H27年度 燃費基準 +15%達成 自家用 2% 営業用 1% 上記以外 2% ※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年 排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出 ガス基準値から10%以上低減達成車に限ります。 ※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基 準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限 ります。 ※R12年燃費基準75%以上達成又は60%以上達成車は、R2年燃 費基準を達成しているものに限ります。 ○令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した 乗用自家用車については、上記の税率から1%軽減されます。				・新たに車両番号の 指定を受ける軽自動 車を取得した場合 車両番号の指定を 受ける時 ・上記以外の軽自動 車で、自動車検査証 の記入を受けるべき 軽自動車を取得した 場合 事由発生日から15 日以内	申告期限と同じ

摘要 税目	納税義務者等	税 率 等				申告期限	納 期		
軽自動車税 (種別割)	賦課期日 4月1日 軽自動車等の所有者 ※売主が所有権を留保している場合は、買主(使用者)を取得者とみなします。 ・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・2輪の小型自動車	車種・排気量			年額	・納税義務の発生 後15日以内	5月1日～6月1日		
		原動機付 自転車	50cc以下		2,000円				
			50cc超 90cc以下		2,000円				
			90cc超 125cc以下		2,400円				
			ミニカー		3,700円				
		軽自動車	2 輪		3,600円				
			3 輪	旧税率				3,100円	
				新税率				3,900円	
				重課税率				4,600円	
				75%軽課				1,000円	
				50%軽課		2,000円			
				25%軽課		3,000円			
			4 輪	乗 用 車	自家用	旧税率	7,200円		
						新税率	10,800円		
						重課税率	12,900円		
		営業用			75%軽課	2,700円			
					50%軽課	5,400円			
					25%軽課	8,100円			
		貨 物 車		自家用	旧税率	5,500円			
					新税率	6,900円			
					重課税率	8,200円			
				営業用	75%軽課	1,800円			
		50%軽課	3,500円						
		25%軽課	5,200円						
		小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円				
			その他		5,900円				
		2輪の小型自動車			6,000円				
		市たばこ税	卸売販売業者等	千本につき6,552円				・前月の売渡しにつき 毎月末日までに申告納付	
		特別土地 保有税	賦課期日 1月1日 一定規模の土地の所有者	(土地の取得価格)×1.4% -固定資産税相当額				5月31日	申告期限と同じ
			平成15年度 より課税停止	賦課期日 1月1日・7月1日 一定規模の土地の取得者	免税点(基準面積) 5,000㎡未満 (土地の取得価格)×3% -不動産取得税相当額		2月末日 又は8月31日		
		入 湯 税	鉱泉浴場における入湯客	1人1日について 宿泊する者 150円 宿泊しない者 75円				前月分を毎月15日までに申告納付	
		事 業 所 税	事業所等において事業を行う 法人又は個人	・資産割 床面積1㎡につき600円、 免税点1,000㎡以下 ・従業者割 給与総額の0.25%、 免税点100人以下				(法人) 事業年度終了の 日から2か月以内 (個人) 翌年3月15日	申告期限と同じ
		都市計画税	賦課期日 1月1日 土地・家屋の所有者	課税標準額の 0.3% 免税点は固定資産税と同じ					固定資産税と同じ

(6) 税率の変遷(その1)

年度		昭和41	42	43	44	45	46	47	48		
区分											
市 民 税	個人均等割	市民税 400円		府民税 100円							
	個人所得割	市民税							市民税		
		15万円以下	2%	15万円超	3%	40万円超	4%	30万円以下	2%		
		70万円超	5%	100万円超	6%	150万円超	7%	80万円超	5%		
		250万円超	8%	400万円超	9%	600万円超	10%	250万円超	8%		
		1,000万円超	11%	2,000万円超	12%	3,000万円超	13%	1,000万円超	11%		
	5,000万円超	14%					5,000万円超	14%			
	府民税							府民税			
	150万円以下	2%	150万円超	4%					150万円以下	2%	
	退職所得分離課税は法定税率による								退職所得分離課税は		
税	法人均等割	1,800円	資本金1,000万円を超える法人及び相互会社 4,000円 その他の法人 2,400円								
	法人税割	100分の8.9				100分の9.1					
	固定資産税	100分の1.4 (S26年度より)									
軽自動車税	原動機付自転車										
	50cc以下	500円	90cc以下	800円	125cc以下	1,000円					
	軽自動車										
	2輪	1,500円	3輪	2,000円	4輪乗用	4,500円	4輪貨物	2,500円			
	小型特殊自動車										
	農耕作業用	1,000円	その他	3,000円							
	2輪の小型自動車										
	2,500円										
市たばこ消費税	100分の15	100分の18.1									
全国平均単価	2,932円	3,036円	3,164円	3,641円	3,833円	3,955円	4,094円	4,206円			
電気税	100分の7								S48年10月より100分の6		
ガス税	100分の7								S48年10月より100分の6		
特別土地保有税									土地の保有 土地の取得		
事業所税											
都市計画税	100分の0.2										

49		50		51		52	
				市民税 1,200円		府民税 300円	
30万円超 3%		50万円超 4%					
110万円超 6%		150万円超 7%					
400万円超 9%		600万円超 10%					
2,000万円超 12%		3,000万円超 13%					
150万円超 4%							
法定税率による							
				資本金1億円超、 従業者数100人超 24,000円		資本金1億円超、 従業者数100人超 80,000円	
				資本金1,000万円超1億円 以下又は資本金1億円超、 従業者数100人以下 12,000円		資本金1,000万円超1億円 以下又は資本金1億円超、 従業者数100人以下 24,000円	
				上記以外の法人 7,200円		上記以外の法人 8,000円	
S49年11月より100分の14.5							
ただし資本金1億5千万円以下100分の12.1							
				原動機付自転車			
				50cc以下 650円 90cc以下 1,000円 125cc以下 1,300円			
				軽自動車			
				2輪 2,000円 3輪 2,600円			
				4輪乗用 (自家用 5,900円 営業用 5,200円 S51年規制適合車 4,500円)			
				4輪貨物 (自家用 3,300円 営業用 2,900円 S51年規制適合車 2,500円)			
				小型特殊自動車			
				農耕作業用 1,300円 その他 3,900円			
				2輪の小型自動車 3,300円			
4,331円		4,437円		4,674円		6,701円	
S50年1月より100分の5							
S49年10月より100分の5		S50年6月より100分の3		S52年1月より100分の2			
S50年1月より100分の4							
100分の1.4							
100分の3							
				事業に係る事業所税			
				資産割		床面積1㎡につき300円	
				従業者割		給与総額の100分の0.25	
				新增設に係る事業所税			
				1㎡につき5,000円			

(その2)

年度		53	54	55
区分				
市 民 税	個人均等割	S51年度より同じ		
	個人所得割	S48年度より同じ		市民税
				30万円以下 2%
				30万円超 3%
				45万円超 4%
				70万円超 5%
			100万円超 6%	
法人均等割	資本金50億円超、従業者数100人超	800,000円		
	資本金10億円超50億円以下、従業者数100人超	400,000円		
	資本金10億円超、従業者数100人以下	80,000円		
	資本金1億円超10億円以下、従業者数100人超	80,000円		
	資本金1億円超10億円以下、従業者数100人以下	24,000円		
	資本金1,000万円超1億円以下	24,000円		
	上記以外の法人	8,000円		
法人税割	S49年度より同じ			
固定資産税	S26年度より同じ			
軽自動車税	前年と同じ ただし4輪のS51年規制適合は 廃止され、税額は同自家用 になる。	原動機付自転車	50cc以下 700円 90cc以下 1,100円 125cc以下 1,450円	
		軽自動車	2輪 2,200円 3輪 2,850円 4輪乗用（自家用 6,500円 営業用 5,200円） 4輪貨物（自家用 3,650円 営業用 2,900円）	
		小型特殊自動車	農耕作業用 1,450円 その他 4,300円	
		2輪の小型自動車	3,650円	
市たばこ消費税	S42年度より同じ			
全国平均単価	6,796円	6,890円	6,989円	
電気税	S49年度より同じ			
ガス税	S51年度より同じ			
特別土地保有税	S48年度より同じ			
事業所税	S51年度より同じ			事業に係る事業所税 資産割 従業者割
都市計画税	100分の0.25			

56	57	58
市民税 1,500円		府民税 500円
		府民税
130万円超 7%	950万円超 11%	150万円以下 2%
230万円超 8%	1,900万円超 12%	150万円超 4%
370万円超 9%	2,900万円超 13%	
570万円超 10%	4,900万円超 14%	
退職所得分離課税は法定税率による		
資本等の金額が50億円超、従業者数100人超	800,000円	資本等の金額が50億円超、従業者数50人超 1,200,000円
資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者数100人超	400,000円	資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者50人超 700,000円
資本等の金額が10億円超、従業者数100人以下	80,000円	資本等の金額が10億円超、従業者数50人以下 160,000円
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数100人超	80,000円	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人超 160,000円
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数100人以下	24,000円	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人以下 60,000円
資本等の金額が1,000万円超1億円以下	24,000円	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人超 60,000円
上記以外の法人	8,000円	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人以下 48,000円
		資本等の金額が1,000万円以下、従業者数50人超 48,000円
		上記以外の法人 16,000円
100分の14.7 ただし資本金1億5千万円以下 100分の12.3		
8,151円	8,590円	8,670円
新増設に係る事業所税		
床面積1㎡につき500円(昭和55年6月申告分より)		1㎡につき6,000円(昭和55年6月申告分より)
給与総額の100分の0.25		
100分の0.3		

(その3)

年度		59	60
区分			
市 民 税	個人均等割	S55年度より同じ	市民税 2,000円
	個人所得割	S55年度より同じ	市民税
			20万円以下 2.5% 120万円超
			20万円超 3% 220万円超
			45万円超 4% 370万円超
			70万円超 5% 570万円超
			90万円超 6%
			退職所得分離課税は法定税率による
	法人均等割	資本等の金額が50億円超、従業者数50人超	3,000,000円
		資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者数50人超	1,750,000円
		資本等の金額が10億円超、従業者数50人以下	400,000円
		資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人超	400,000円
		資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人以下	150,000円
	法人税割	S56年度より同じ	
固定資産税		S26年度より同じ	
軽自動車税	原動機付自転車		小型特殊自動車
	50cc以下 1,000円	90cc以下 1,200円 125cc以下1,600円	農耕作業用 1,600円
		(S60年度よりミニカー 2,500円)	その他 4,700円
	軽自動車	2輪 2,400円 3輪 3,100円	2輪の小型自動車 4,000円
		4輪乗用 (自家用 7,200円 営業用 5,500円)	
市たばこ消費税		4輪貨物 (自家用 4,000円 営業用 3,000円)	
市たばこ消費税		100分の18.1 全国平均単価 9,502円	従価割 14.3% 従量割 千本につき 350円
電気税		S49年度より同じ	
ガス税		S51年度より同じ	
特別土地保有税		S48年度より同じ	ミニ保有税 100分の1.4
事業所税		S55年度より同じ	
都市計画税		S55年度より同じ	

	61	62	63															
府民税 700円																		
					府民税					市民税					府民税			
7%	950万円超	11%	150万円以下	2%			60万円以下	3%	460万円超	10%	130万円以下	2%						
8%	1,900万円超	12%	150万円超	4%			60万円超	5%	950万円超	11%	130万円超	3%						
9%	2,900万円超	13%					130万円超	7%	1,900万円超	12%	260万円超	4%						
10%	4,900万円超	14%					260万円超	8%										
												退職所得分離課税は法定税率による						
資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人超												150,000円						
資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人以下												120,000円						
資本等の金額が1,000万円以下、従業者数50人超												120,000円						
上記以外の法人												40,000円						

(その4)

年度		平成 元		2		3		4									
区分																	
市 民 税	個人均等割	S60年度より同じ															
	個人所得割	市民税				府民税				市民税				府民税			
		120万円以下		3%		500万円以下		2%		160万円以下		3%		550万円以下			
		120万円超		8%		500万円超		4%		160万円超		8%		550万円超			
		500万円超		11%						550万円超		11%					
		退職所得分離課税は法定税率による						退職所得分離課税は法定税率による									
	法人均等割	S59年度より同じ															
	法人税割	S56年度より同じ															
	固定資産税	S26年度より同じ															
	軽自動車税	S59年度より同じ															
市たばこ税	千本につき 1,997円 旧3級品は千本につき 948円																
特別土地保有税	S60年度より同じ																
入湯税				宿泊する者 150円 宿泊しない者 75円													
事業所税	S61年度より同じ																
都市計画税	S55年度より同じ																

[illegible]

(その5)

年度		8	9		10		11		12		13		14		
区分															
市 民 税	個人均等割	市民税 2,500円 府民税 1,000円													
	個人所得割	H7年度 より同じ	市民税		府民税		市民税		府民税						
			200万円以下	3%	700万円以下	2%	200万円以下	3%	700万円以下	2%					
			200万円超	8%	700万円超	3%	200万円超	8%	700万円超	3%					
			700万円超	12%			700万円超	10%							
	退職所得分離課税は法定税率による						退職所得分離課税は法定税率による								
法人均等割	H6年度より同じ														
法人税割	S56年度より同じ														
固定資産税		S26年度より同じ													
軽自動車税		S59年度より同じ													
市たばこ税		H元年度 より同じ	千本につき 2,434円 旧3級品は千本につき 1,155円 〔 H11.5.1～の売渡し分については 千本につき2,668円 旧3級品は千本につき1,266円 〕						千本につき2,668円 旧3級品は千本につき1,266円 〔 H15.7.1～の売渡し分につ いては千本につき2,977円 旧3級品は千本につき1,412円 〕						
特別土地保有税			S60年度より同じ		土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3										
入湯税		H2年度より同じ													
事業所税		S61年度より同じ													
都市計画税		S55年度より同じ													

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
	市民税 3,000円 府民税 1,000円										
				市民税							
				6%							
				府民税							
				4%							
				退職所得分離課税は法定税率による							
千本につき2,977円 旧3級品は千本につき1,412円 〔 H18.7.1～の売渡し分については 千本につき3,298円 旧3級品は千本につき1,564円 〕				千本につき3,298円 旧3級品は千本につき1,564円 〔 H22.10.1～の売渡し分については 千本につき4,618円 旧3級品は千本につき2,190円 〕			千本につき4,618円 旧3級品は千本につき2,190円		千本につき5,262円 旧3級品は千本につき2,495円		
(H15年度から課税停止)											
資産割 床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の100分の0.25											

(その6)

区分		年度	26	27
市 民 税	個人均等割	市民税 3,500円 府民税 1,500円 (東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの間、標準税率を500円引上げ)		
	個人所得割	H19年度より同じ		
	法人均等割	H6年度より同じ		
	法人税割	100分の12.1 ただし資本金1億5千万円以下 100分の9.7 (平成26年10月1日以降開始の事業年度より適用)		
	固定資産税	S26年度より同じ		
軽自動車税		S59年度より同じ	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円 営業用 5,500円 ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は 自家用 10,800円 営業用 6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円 営業用 3,000円 ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は 自家用 5,000円 営業用 3,800円	
市たばこ税		H25年度より同じ		
特別土地保有税		S60年度より同じ (H15年度から課税停止)		
入湯税		H2年度より同じ		
事業所税		S61年度より同じ		
都市計画税		S55年度より同じ		

28	29	30
市民税 3,500円 府民税 1,800円 (大阪府の森林環境税創設のため、平成28年度から令和5年度までの間、課税標準率に300円加算)		
原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 2輪 3,600円 3輪 3,100円、※3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円 営業用 5,500円、※6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円 営業用 3,000円、※3,800円 注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。 注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。		
千本につき5,262円 旧三級品は千本につき2,925円	千本につき5,262円 旧三級品は千本につき3,355円	千本につき5,262円 旧三級品は千本につき4,000円
(H30.10.1から) 千本につき5,692円 旧三級品は千本につき4,000円		

(その7)

年度		令和元	2														
区分																	
市 民 税	個人均等割	H28年度より同じ															
	個人所得割	H19年度より同じ															
	法人均等割	H6年度より同じ															
	法人税割	100分の8.4　ただし資本金1億5千万円以下　100分の6.0 （令和元年10月1日以後開始の事業年度より適用）															
固定資産税	S26年度より同じ																
軽自動車税 （環境性能割）	（R元.10.1から） 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 非課税 ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車 <table><tr><td>乗用自家用</td><td>R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2%</td><td>貨物自家用</td><td>H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2%</td></tr><tr><td>乗用営業用</td><td>R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外</td><td>非課税 0.5% 2%</td><td>貨物営業用</td><td>H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 H27年度燃費基準達成+10%達成 上記以外</td><td>非課税 0.5% 1% 2%</td></tr></table> ※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限ります。 ※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。 ○消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応として、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した乗用自家用車については、環境性能割の税率が上記の税率から1%軽減されます。					乗用自家用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 1% 2%	貨物自家用	H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 上記以外	非課税 1% 2%	乗用営業用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 0.5% 2%	貨物営業用	H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 H27年度燃費基準達成+10%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%
乗用自家用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 1% 2%	貨物自家用	H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 上記以外	非課税 1% 2%												
乗用営業用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 0.5% 2%	貨物営業用	H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 H27年度燃費基準達成+10%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%												
軽自動車税 （種別割）	（R2年度から軽自動車税（種別割）として課税） H28年度より同じ																
市たばこ税	H30.10.1より同じ	（R元.10.1から） 千本につき5,692円(旧三級品含む)		（R2.10.1から） 千本につき6,122円(旧三級品含む)													
特別土地保有税	S60年度より同じ（H15年度から課税停止）																
入湯税	H2年度より同じ																
事業所税	S61年度より同じ																
都市計画税	S55年度より同じ																

3			4		

(7) 所得控除額の変遷(その1)

年 度	19
控除の種類	
基礎控除	330,000円
扶養控除	330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円 ※同居特別障害者のときは230,000円加算
配偶者控除	330,000円 老人配偶者 380,000円 ※同居特別障害者のときは230,000円加算
配偶者特別控除	①控除対象配偶者・・・・・・0円 ②控除対象配偶者以外の配偶者 ア 合計所得金額が450,000円未満の場合・・・・・330,000円 イ 合計所得金額が450,000円以上750,000円未満の場合・・・・・380,000円－(合計所得金額－380,000円) (注) ()内の金額は、()内の計算で求めた金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額のうち最も多い金額とします。 ウ 合計所得金額が750,000円以上760,000円未満の場合・・・・・30,000円
障害者控除	260,000円(特別障害者のときは、300,000円)
寡婦・寡夫控除	260,000円(合計所得金額が500万円以下で扶養親族である子を有する寡婦のときは、300,000円)
勤労学生控除	260,000円
医療費控除	差し負担額－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い金額)＝控除額(限度額200万円)
雑損控除	(差引損失額－(総所得金額等×10%))又は(災害関連支出の金額－5万円)のいずれか多い金額＝控除額
社会保険料控除	支払保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	支払掛金の全額
寄附金控除	(大阪府内の共同募金会、日本赤十字社の支部に対する寄附金及びふるさと寄附金の合計額又は所得金額×25%のいずれか低い金額)－10万円
生命保険料控除	支払った一般の生命保険料の金額を(イ)、個人年金保険料の金額を(ロ)とする。 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 (イ)または(ロ)が15,000円まで・・・・・・ (イ)または(ロ) (イ)または(ロ)が15,001円～40,000円・・・・・・ (イ)または(ロ)×1/2+7,500円 (イ)または(ロ)が40,001円～70,000円・・・・・・ (イ)または(ロ)×1/4+17,500円 (イ)または(ロ)が70,000円を超える場合・・・・ 35,000円 (イ)(ロ)両方あるときは、それぞれの計算で求めた金額を合算したものが控除額となる。
損害保険料控除	① 支払損害保険料のすべてが短期損害保険契約 ② 支払損害保険料のすべてが長期損害保険契約 等に係るものである場合 等に係るものである場合 支払った保険料の金額 損害保険料控除額 支払った保険料の金額 損害保険料控除額 1,000円まで・・・・・・ 支払った保険料の全額 5,000円まで・・・・・・ 支払った保険料の金額 1,001円～3,000円・・・・ 支払った保険料の全額 5,001円～15,000円・・・・ 支払った保険料の金額 ×1/2+500円 ×1/2+2,500円 3,000円を超える場合・・・ 2,000円 15,000円を超える場合・・・・ 10,000円 ③ ①と②両方ある場合・・・・ ①と②の合計金額(控除合計限度額1万円)
地震保険料控除 ※平成20年度から新設	

20	21	22	23	24	25	26	27
H19年度より同じ							
H19年度より同じ				330,000円			
				特定扶養親族 450,000円			
				老人扶養親族 380,000円			
				同居老親等 450,000円			
H19年度より同じ				330,000円			
				老人配偶者 380,000円			
H19年度より同じ							
H19年度より同じ				260,000円			
				(特別障害者のときは300,000円、同居特別障害者のときは530,000円)			
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ	平成21年度から寄附金税額控除へ						
H19年度より同じ				新契約（保険契約日が平成24年1月1日以後） 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 12,000円まで・・・・・・・・・・全額 12,001円～32,000円・・・・・・・・支払った保険料の1/2 + 6,000円 32,001円～56,000円・・・・・・・・支払った保険料の1/4 + 14,000円 56,000円を超える場合・・・・・・・・28,000円 旧契約（保険契約日が平成23年12月31日以前） 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 15,000円まで・・・・・・・・・・全額 15,001円～40,000円・・・・・・・・支払った保険料の1/2 + 7,500円 40,001円～70,000円・・・・・・・・支払った保険料の1/4 + 17,500円 70,000円を超える場合・・・・・・・・35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、 それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方に ついて控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の 算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)			
平成20年度から 廃止							
地震保険契約に係る地震等相当分保険料×1/2（最高25,000円） ※平成18年末までに契約した長期損害保険契約については当分の間、従前の長期損害保険料控除を適用 ※地震保険料控除と長期損害保険料控除の両方を適用できる場合は、それぞれの控除額をあわせて、25,000円が上限 ※1つの損害保険契約の中に地震保険と長期損害保険が含まれている場合は、地震保険料控除か 長期損害保険料控除のいずれかを選択							

(その2)

年 度 控除の種類	28	29	30
基礎控除	H19年度より同じ		
扶養控除	H24年度より同じ		
配偶者控除	H24年度より同じ		
配偶者特別控除	H19年度より同じ		
障害者控除	H24年度より同じ		
寡婦・寡夫控除	H19年度より同じ		
勤労学生控除	H19年度より同じ		
医療費控除	H19年度より同じ	セルフメディケーション税制(H30～H34) 特定一般医薬品等購入費一下限額 12,000円 控除限度額は88,000円	
雑損控除	H19年度より同じ		
社会保険料控除	H19年度より同じ		
小規模企業共済等掛金控除	H19年度より同じ		
寄附金控除	地方団体に対する寄付金に係る特例控除額の上限額が、所得割の1割から2割に引き上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設		
生命保険料控除	H25年度より同じ		
地震保険料控除 ※平成20年度から新設	H20年度より同じ		

令和元	2
本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合に適用。	
本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合に適用。	
本人の合計所得金額が1,000万円超で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下に障害者控除適用あり	
	令和元年6月1日以後に支出された寄附金について、総務大臣が指定する団体に対するものが特例控除の対象となる。

(その3)

年 度 控除の種類	3	4
基礎控除	前年の合計所得金額が2,400万円以下 43万円 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下 29万円 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下 15万円 前年の合計所得金額が2,500万円を超え 適用なし	R3年度より同じ
扶養控除	控除額に変更なし 但し、前年の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更	R3年度より同じ
配偶者控除	控除額に変更なし 但し、前年の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更	R3年度より同じ
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に適用。	R3年度より同じ
障害者控除 寡婦・ひとり親控除 勤労学生控除	婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年中の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について控除額30万円のひとり親控除を適用する。また、それ以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)を設定。 勤労学生の前年の合計所得金額要件は65万円以下から75万円以下へ変更。	R3年度より同じ
医療費控除	H30年度より同じ	
雑損控除	H19年度より同じ	
社会保険料控除	H19年度より同じ	
小規模企業共済等掛金控除	H19年度より同じ	
寄附金控除	R2年度より同じ	
生命保険料控除	H25年度より同じ	
地震保険料控除 ※平成20年度から新設	H20年度より同じ	

Ⅳ. 市民税

(1) 個人市民税 納税義務者数の推移

(単位:人)

区 分		均等割のみの 人数	均等割＋所得 割の人数	合 計	構成比%
年 度					
29	普通徴収	4,212	44,616	48,828	27.8
	特別徴収	3,194	123,914	127,108	72.2
	合計	7,406	168,530	175,936	100.0
30	普通徴収	4,154	39,095	43,249	24.6
	特別徴収	3,747	128,552	132,299	75.4
	合計	7,901	167,647	175,548	100.0
令和元	普通徴収	1,789	41,276	43,065	24.1
	特別徴収	6,346	128,923	135,269	75.9
	合計	8,135	170,199	178,334	100.0
2	普通徴収	4,183	38,720	42,903	23.2
	特別徴収	4,027	137,713	141,740	76.8
	合計	8,210	176,433	184,643	100.0
3	普通徴収	4,205	37,433	41,638	22.4
	特別徴収	4,139	140,386	144,525	77.6
	合計	8,344	177,819	186,163	100.0

(注)1. 納税義務者数の徴収区分は変更後(最終徴収区分)。

2. 納税義務者数は普通徴収の過年度分及び特別徴収の退職所得の分離課税にかかる所得割分を除きます。

(2) 特別徴収義務者数の推移

(単位:人)

	年度	29	30	令和元	2	3
特別徴収義務者数		31,134	33,863	35,835	35,394	35,910

(3) 個人市民税 調定額推移(現年課税分)

(単位:千円)

区 分		均等割額	所得割額	合 計	構成比%
年 度					
29	普通徴収	154,451	6,129,924	6,284,375	22.8
	特別徴収	455,018	20,812,498	21,267,516	77.2
	合計	609,469	26,942,422	27,551,891	100.0
30	普通徴収	137,443	5,740,980	5,878,423	21.0
	特別徴収	479,710	21,695,494	22,175,204	79.0
	合計	617,153	27,436,474	28,053,627	100.0
令和元	普通徴収	135,118	5,547,578	5,682,696	20.3
	特別徴収	494,328	21,868,850	22,363,178	79.7
	合計	629,446	27,416,428	28,045,874	100.0
2	普通徴収	134,657	5,716,721	5,851,378	20.4
	特別徴収	506,622	22,372,118	22,878,740	79.6
	合計	641,279	28,088,839	28,730,118	100.0
3	普通徴収	129,410	6,148,159	6,277,569	21.6
	特別徴収	517,859	22,300,852	22,818,711	78.4
	合計	647,269	28,449,011	29,096,280	100.0

(4) 退職所得の分離課税にかかる所得割額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	29	30	令和元	2	3
納税義務者数	1,112	1,167	1,108	1,143	1,078
調 定 額	280,327	369,148	297,643	352,158	313,341

(5) 分離譲渡所得にかかる調定額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	29	30	令和元	2	3
納税義務者数	2,526	3,383	2,873	2,953	3,328
調 定 額	901,035	1,047,589	876,854	1,153,408	1,719,283

(6) 市民税申告に関する調

(単位:件)

区分 年度	受 付 件 数					確定申告書	合 計
	市 申 告 書						
	本 庁	出 張 所	郵 送	計			
30	6,236	62	1,333	7,631	67,390	75,021	
令和元	6,084	65	1,300	7,449	67,105	74,554	
2	5,809	65	1,241	7,115	35,103	42,218	
3	3,956		3,023	6,979	75,122	82,101	
4	3,805		2,948	6,753	87,003	93,756	

※令和3年度から出張所での受付を無くし、郵送での申告を推奨。

(当該年度6月末日現在)

(7) 個人市民税と府民税の収入額の推移(現年課税分)

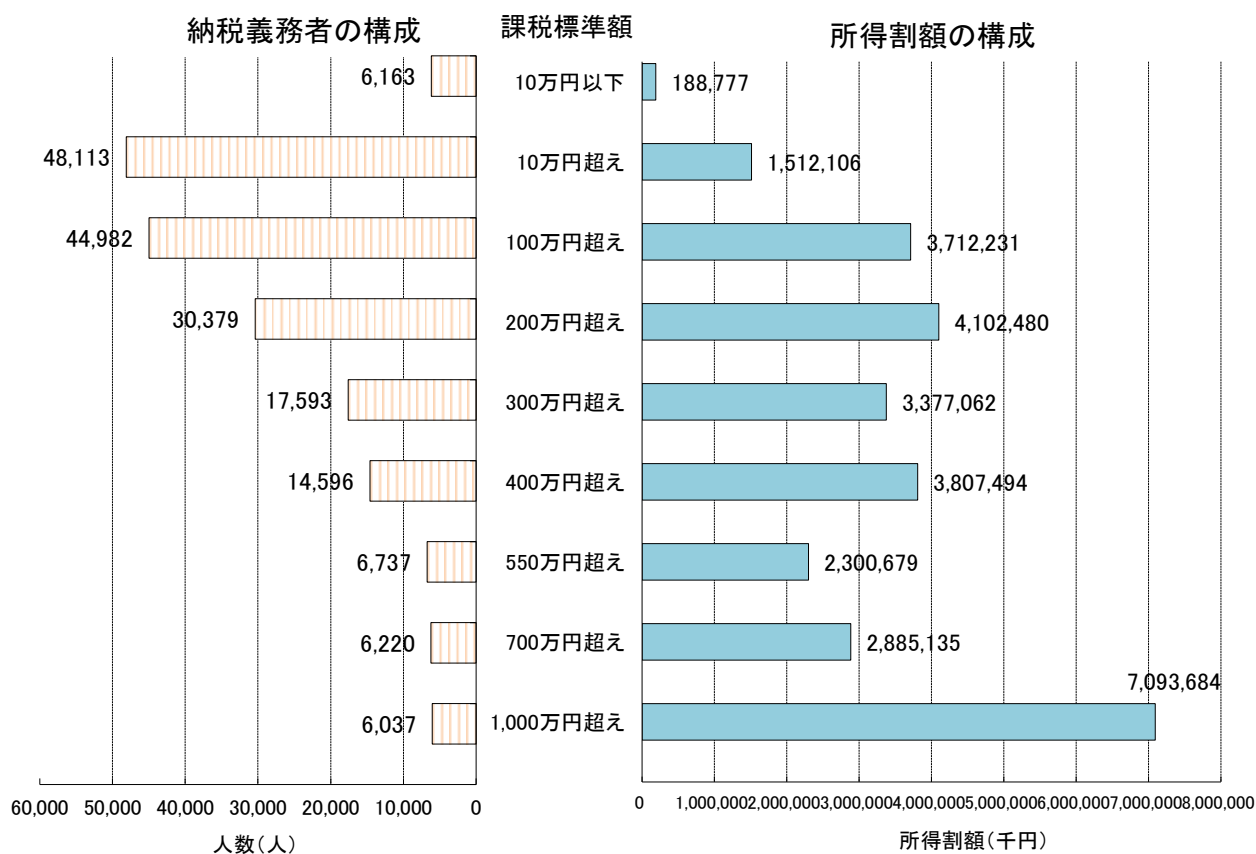
()は前年比% (単位:円)

年度 項 目	29	30	令和元	2	3
市民税額	(101.7) 27,325,113,407	(102.0) 27,863,342,658	(101.0) 28,130,027,942	(102.7) 28,885,464,043	(101.3) 29,248,445,060
府民税額	(101.7) 18,103,171,558	(102.1) 18,477,473,710	(100.9) 18,651,212,920	(102.7) 19,151,295,159	(101.3) 19,395,999,299
計	(101.7) 45,428,284,965	(102.0) 46,340,816,368	(101.0) 46,781,240,862	(102.7) 48,036,759,202	(101.3) 48,644,444,359
確定あん分率	0.3985	0.39873	0.39869	0.39868	0.39873

(注) 市民税額、府民税額は現年課税分の収入額です。

(8) 令和4年度所得割納税義務者課税標準額段階別調(課税状況調より)

課税標準額	区分	給与	営業等	農業	分離譲渡	その他	合計	人数構成比率	所得割額	税額構成比率
		人	人	人	人	人	人	%	千円	%
10万円以下		3,983	254	0	412	1,514	6,163	3.4	188,777	0.6
10万円超え 100万円以下		31,893	1,684	1	347	14,188	48,113	26.6	1,512,106	5.2
100万円超え 200万円以下		38,826	1,059	1	379	4,717	44,982	24.9	3,712,231	12.8
200万円超え 300万円以下		27,974	693	0	380	1,332	30,379	16.8	4,102,480	14.2
300万円超え 400万円以下		16,311	457	0	305	520	17,593	9.7	3,377,062	11.7
400万円超え 550万円以下		13,451	431	1	316	397	14,596	8.1	3,807,494	13.1
550万円超え 700万円以下		6,023	301	0	188	225	6,737	3.7	2,300,679	7.9
700万円超え 1000万円以下		5,364	318	0	263	275	6,220	3.5	2,885,135	10.0
1,000万円超え		4,674	402	0	495	466	6,037	3.3	7,093,684	24.5
合 計		148,499	5,599	3	3,085	23,634	180,820	100.0	28,979,648	100.0
構成比率 %		82.1	3.1	0.0	1.7	13.1	100.0			
前年構成比率%		81.9	3.2	0.0	1.6	13.3	100.0			



(9) 令和4年度市民税等の納税義務者等に関する調(課税状況調より)

(その1)

個人均等割					法人均等割納税義務者数							
納税義務者数			地方税法第311条		法人							
地方税法 第294条 第1項 第1号 に該当 する者 (人)	地方税法 第294条 第1項 第2号 に該当 する者 (人)	計 (人)	の規定による軽減		資本金 等の額	50億円超	10億円超 50億円 以下	10億円超	1億円超 10億円以下	1千万円超 1億円以下		
			軽減 した者 (人)	軽減 の額 (千円)	従業員数 の区分	50人超 (A) (人)	50人超 (B) (人)	50人以下 (C) (人)	50人超 (D) (人)	50人以下 (E) (人)	50人超 (F) (人)	50人以下 (G) (人)
188,998	375	189,373	1,717	3,596		89	39	539	64	639	97	1,803

法人均等割納税義務者数				市民税	法人税割			
法人				所得割	納税義務者数		納税者数	
資本金 等の額	1千万円 以下	(A)~(H)	計	納税 義務者 数	うち 連結申告 法人分	うち 連結申告 法人分	うち 連結申告 法人分	うち 連結申告 法人分
従業員数 の区分	50人超 (H) (人)	以外の 法人 (人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	36	7,164	10,470	180,820	10,360	359	4,658	195

(その2)

区分	均等割のみ を納める者		所得割のみ を納める者		均等割と所得割 を納める者			合 計				
	納税 義務 者数	均等 割額	納税 義務 者数	所得 割額	納税 義務 者数	均等 割額	所得 割額	納税 義務 者数	均等 割額	納税 義務 者数	所得 割額	納税 義務 者数
	(A) (人)	(B) (千円)	(C) (人)	(D) (千円)	(E) (人)	(F) (千円)	(G) (千円)	(A)+(E) (H) (人)	(B)+(F) (I) (千円)	(C)+(E) (J) (人)	(D)+(G) (K) (千円)	(A)+(C) + (E) (人)
給与 所得者	3,440	11,116			150,019	522,612	24,271,212	153,459	533,728	150,019	24,271,212	153,459
営業等 所得者	773	2,692			5,688	19,885	1,201,472	6,461	22,577	5,688	1,201,472	6,461
農業 所得者	1	4			3	11	391	4	15	3	391	4
その他の 所得者	3,964	13,706			25,110	87,872	3,512,582	29,074	101,578	25,110	3,512,582	29,074
家屋敷等 のみ	375	1,313						375	1,313			375
計	8,553	28,831			180,820	630,380	28,985,657	189,373	659,211	180,820	28,985,657	189,373

(注)「家屋敷等のみ」欄は地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数です。

(10) 令和4年度分に係る所得控除等の人員等に関する調(課税状況調より)

所得控除を行った納税義務者数								
雑損控除	医療費控除		社会保険料 控 除	小規模企業 共済等掛金 控 除		生命保険料控除		
		左のうちセルフメディ ケーション税制に 係る分				左のうち 新生命保険分	左のうち 新個人年金分	左のうち 介護医療保険分
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
10	23,436	116	174,451	17,614	131,858	94,485	13,735	103,516

所得控除を行った納税義務者数(つづき)			
生命保険料控除(つづき)		地震保険料控除	
生命保険料控除のうち 旧生命保険分 (人)	生命保険料控除のうち 旧個人年金分 (人)	(人)	左のうち 長期分 (人)
56,480	18,154		867

所得控除を行った納税義務者数(つづき)					
障害者控除			寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除
普通 (人)	特別障害者 (人)	実人員 (人)			
3,688	2,674	6,271	1,118	2,103	28

所得控除を行った納税義務者数(つづき)							
配偶者控除			配偶者特別 控除	扶養控除			
一般 (70歳未満) (人)	老人配偶者 (70歳以上) (人)	計 (人)		一 般 (16歳～18歳) (23歳～69歳) (人)	特定扶養親族 (19歳～22歳) (人)	老人扶養親族 (70歳以上) (人)	同居老親等 (70歳以上) (人)
28,932	8,430	37,362	7,303	13,267	9,067	2,107	2,313

所得控除を行った納税義務者数(つづき)		障 害 者 控 除 の 対 象 と な っ た 人 員					
扶養控除(つづき)		納 税 義 務 者 数			扶 養 親 族 及 び 控 除 対 象 配 偶 者		
実人員 (人)	特別障害者のうち同居特別障害加算金分(23万円)に係る者 (人)	一 般	特 別	計	一 般	特 別	計
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
22,476	1,290	1,777	1,185	2,962	2,059	1,553	3,612

特定支出控除 の特例の対象 となった納税 義務者数 (人)	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得 の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得 の金額 (千円)
7	3,580	5,428,627	70	67,733

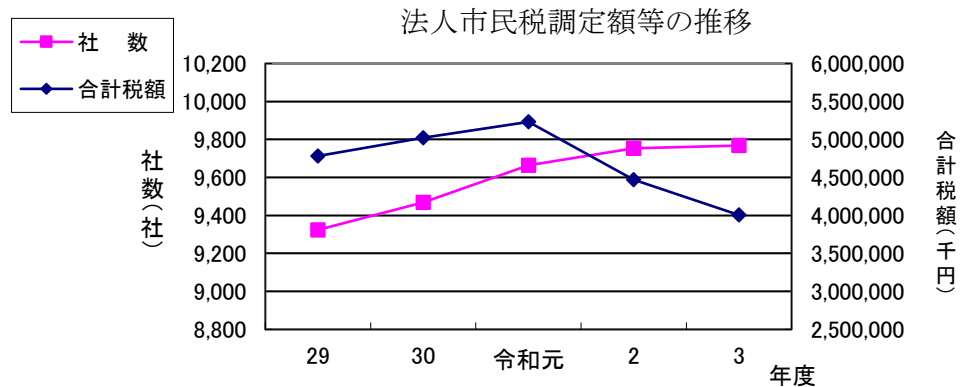
税額控除を行った納税義務者数					
配 当 控 除 (人)	住宅借入金等 特別税額控除 (人)	寄附金税額 控 除 (人)	外国税額 控 除 (人)	配当割額の 控 除 (人)	株式等譲渡所 得割額の控除 (人)
2,796	8,115	40,709	148	2,422	1,145

(11) 法人市民税調定額等の推移(現年課税分)

(単位: 社・千円)

区分 年度	均等割 社数	均等割 税額	法人税割 社数	法人税割 税額	社 数	合計税額
29	9,245	1,194,192	3,474	3,589,012	9,324	4,783,204
30	9,392	1,206,904	4,524	3,816,182	9,469	5,023,086
令和元	9,609	1,204,392	4,794	4,027,665	9,664	5,232,057
2	9,718	1,204,865	4,632	3,267,080	9,753	4,471,945
3	9,683	1,202,474	4,745	2,802,803	9,768	4,005,277

(注) 社数は過年度分のみのもので申告法人も含みます。均等割社数は均等割申告がある社数を、法人税割社数は法人税割申告がある社数を計上しています。



(12) 令和3年度業種別法人社数

(単位: 社)

業 種 区 分	社数	構成比 (%)	本 店 所 在 法 人			支店等のみ
			単 独	分 割	計	
農 業・林 業	8	0.1	5	0	5	3
漁 業	1	0.0	1	0	1	0
鉱業・採石業・砂利採取業	3	0.0	2	0	2	1
建 設 業	1,060	10.8	769	82	851	209
製 造 業	1,126	12.0	374	91	465	661
電気・ガス・熱供給・水道業	27	0.3	21	0	21	6
情 報 通 信 業	365	3.6	242	26	268	97
運 輸 業・郵 便 業	174	1.9	79	17	96	78
卸 売 ・ 小 売 業	2,073	22.4	1,026	171	1,197	876
金 融 ・ 保 険 業	168	1.8	92	11	103	65
不動産・物品賃貸業	1,806	18.6	1,624	61	1,685	121
学術研究・専門・技術サービス業	906	8.2	673	54	727	179
宿泊業・飲食サービス業	370	3.9	111	46	157	213
生活関連サービス業・娯楽業	323	3.3	162	30	192	131
教育・学習支援業	149	1.4	71	13	84	65
医 療 ・ 福 祉	497	4.8	338	33	371	126
複合サービス業	30	0.3	26	1	27	3
サービス業(他に分類されないもの)	597	6.6	388	50	438	159
公 務	0	0.0	0	0	0	0
合 計	9,683	100.0	6,004	686	6,690	2,993

(注) 過年度分のみのもので申告法人を除きます。

(13) 令和3年度資本金等別法人社数

(単位:社)

資本金等の区分	社数	構成比 (%)	本店所在法人			支店等 のみ
			単 独	分 割	計	
50億円超、従業者数50人超	86	0.9	1	6	7	79
10億円超～50億円以下、従業者数50人超	40	0.5	0	13	13	27
10億円超、従業者数50人以下	510	5.5	13	6	19	491
1億円超～10億円以下、従業者数50人超	69	0.7	4	25	29	40
1億円超～10億円以下、従業者数50人以下	618	6.5	40	28	68	550
1千万円超～1億円以下、従業者数50人超	97	1.0	17	39	56	41
1千万円超～1億円以下、従業者数50人以下	1,733	18.6	614	180	794	939
1千万円以下、従業者数50人超	36	0.4	14	14	28	8
上 記 以 外 の 法 人	6,494	65.9	5,301	375	5,676	818
合 計	9,683	100.0	6,004	686	6,690	2,993

(注) 過年度分のみの申告法人を除きます。

V. 固定資産税 都市計画税

(1) 納税義務者の推移

(単位:人)

年度	種別 区分	土地のみ	家屋のみ	土地・家屋	償却資産	合計	前年度比
30	個人	9,672	7,776	86,945	572	104,965	100.4%
	法人	444	813	2,493	(18) 2,614	6,364	103.3%
	計	10,116	8,589	89,438	3,186	111,329	100.6%
令和元	個人	9,622	7,603	87,770	545	105,540	100.5%
	法人	448	823	2,571	(17) 2,677	6,519	102.4%
	計	10,070	8,426	90,341	3,222	112,059	100.7%
2	個人	9,563	7,489	88,639	621	106,312	100.7%
	法人	464	829	2,650	(18) 2,710	6,653	102.1%
	計	10,027	8,318	91,289	3,331	112,965	100.8%
3	個人	9,436	7,313	89,905	624	107,278	100.9%
	法人	496	817	2,685	(20) 2,509	6,507	97.8%
	計	9,932	8,130	92,590	3,133	113,785	100.7%
4	個人	9,299	7,220	91,536	655	108,710	101.3%
	法人	478	864	2,785	(20) 2,832	6,959	106.9%
	計	9,777	8,084	94,321	3,487	115,669	101.7%

(注) 1.免税点以上のもので集計しています。

なお、償却資産については、大臣又は知事配分の件数を()内に内数で表示しています。

(2) 土地・家屋異動申告件数

(単位:件、()は前年比%)

年 区分		29	30	令和元	2	3
土地	異動通知	6,538 (124)	5,817 (89)	6,522 (112)	6,167 (95)	6,887 (112)
	分筆	813 (90)	1,235 (152)	1,252 (101)	1,569 (125)	1,005 (64)
	合筆	209 (48)	330 (158)	255 (77)	429 (168)	273 (64)
	地目変換	262 (113)	258 (98)	400 (155)	393 (98)	278 (71)
	その他	199 (59)	236 (119)	231 (98)	198 (86)	204 (103)
	小計	8,021 (112)	7,876 (98)	8,660 (110)	8,756 (101)	8,647 (99)
家屋	異動通知	6,302 (130)	6,562 (104)	6,962 (106)	6,581 (95)	7,577 (115)
	新築 (マンション除く)	889 (87)	764 (86)	997 (130)	993 (100)	1,050 (106)
	新築 (マンション分)	199 (37)	884 (444)	1,171 (132)	751 (64)	1,253 (167)
	増築	39 (279)	32 (82)	57 (178)	53 (93)	59 (111)
	床面積訂正	6 (16)	4 (67)	1 (25)	2 (200)	3 (150)
	分割					
	減失	677 (113)	687 (101)	792 (115)	704 (89)	570 (81)
	その他	377 (43)	153 (41)	159 (104)	136 (86)	110 (81)
	小計	8,489 (107)	9,086 (107)	10,139 (112)	9,220 (91)	10,622 (115)
	合計	16,510 (109)	16,962 (103)	18,799 (111)	17,976 (96)	19,269 (107)

(注) 電算上の統計数値により件数把握を行っています。

(3) 土地に関する概要(固定資産概要調書より)

(その1)

年度	区分 種別	地 積	筆 数	決定価格	課税 標準額	提示 平均価格	平均価格	平均課税 標準額	単位当り 最高価格
		(㎡)	(筆)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)	(円)
30	一 般 田	192,942	350	26,972	26,972	※ 139,716	※ 139,793	※ 139,793	※ 171,000
	田	88,670	259	6,386,707	2,107,004		72,028	23,762	215,500
	一 般 畑	141,892	331	10,586	10,586	※ 74,245	※ 74,606	※ 74,606	※ 160,000
	畑	125,953	506	8,787,597	3,007,496		69,769	23,878	189,084
	宅 地	15,723,078	78,200	1,962,699,563	590,078,261	124,601	124,829	37,529	760,100
	山 林	19,521	127	771,983	511,507		39,546	26,203	128,000
	原 野	17,192	34	689,105	477,381		40,083	27,768	120,000
	鉄 軌 道	823,657	651	33,175,065	19,215,429		40,278	23,329	57,366
	複合鉄軌道	8,881	13	750,259	483,685		84,479	54,463	157,059
	雑 種 地	953,510	2,791	105,973,245	70,840,504		111,140	74,294	611,300
	池 沼	9,608	5	907,219	592,315		94,423	61,648	99,080
	計	18,104,904	83,267	2,120,178,301	687,351,140		117,105	37,965	
令和元	一 般 田	185,282	338	25,867	25,867	※ 139,716	※ 139,609	※ 139,609	※ 171,000
	田	87,918	248	6,292,363	2,116,887		71,571	24,078	215,500
	一 般 畑	144,232	336	10,780	10,780	※ 74,245	※ 74,741	※ 74,741	※ 160,000
	畑	128,944	525	8,721,173	3,011,687		67,635	23,357	189,084
	宅 地	15,752,440	78,733	1,965,936,552	592,364,893	124,601	124,802	37,605	760,100
	山 林	18,522	120	757,390	503,423		40,891	27,180	128,000
	原 野	3,289	25	173,526	116,476		52,760	35,414	120,000
	鉄 軌 道	859,498	728	34,369,202	20,150,260		39,988	23,444	57,366
	複合鉄軌道	8,881	13	750,259	483,685		84,479	54,463	157,059
	雑 種 地	947,233	2,747	105,636,039	70,659,865		111,521	74,596	611,300
	池 沼	9,608	5	907,219	592,315		94,423	61,648	99,080
	合 計	18,145,847	83,818	2,123,580,370	690,036,138		117,028	38,027	
2	一 般 田	182,808	338	25,410	25,410	※ 139,716	※ 138,998	※ 138,998	※ 171,000
	田	71,874	227	5,217,318	1,815,509		72,590	25,260	215,500
	一 般 畑	148,600	348	11,117	11,117	※ 74,245	※ 74,812	※ 74,812	※ 160,000
	畑	120,917	484	8,446,541	2,951,323		69,854	24,408	189,084
	宅 地	15,828,707	79,355	1,981,241,426	600,781,030	124,601	125,168	37,955	760,100
	山 林	16,958	112	685,109	458,685		40,400	27,048	128,000
	原 野	3,289	25	173,526	116,476		52,760	35,414	120,000
	鉄 軌 道	866,219	738	34,616,155	20,312,967		39,962	23,450	57,366
	複合鉄軌道	11,548	24	948,094	616,301		82,100	53,369	157,059
	雑 種 地	924,465	2,710	101,302,175	67,822,161		109,579	73,364	611,300
	池 沼	9,608	5	907,219	592,315		94,423	61,648	99,080
	合 計	18,184,993	84,366	2,133,574,090	695,503,294		117,326	38,246	

(注) 1.免税点以上のもの。田,畑は市街化区域農地と宅地介在農地の合算です。

2.「一般田」と「一般畑」における「提示平均価格」、「平均価格」、「平均課税標準額」、「単位当り最高価格」は、1,000㎡当りの額です。

(その2)

年度	区分 種別	地 積	筆 数	決定価格	課税 標準額	提示 平均価格	平均価格	平均課税 標準額	単位当り 最高価格
		(㎡)	(筆)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)	(円)
3	一 般 田	181,044	332	25,212	25,212	※ 139,079	※ 139,259	※ 139,259	※ 171,000
	田	66,693	208	5,372,346	1,673,139		80,553	25,087	347,259
	一 般 畑	145,676	333	10,867	10,867	※ 74,557	※ 74,597	※ 74,597	※ 160,000
	畑	120,181	495	8,391,256	2,992,147		69,822	24,897	223,980
	宅 地	15,934,702	80,093	2,151,369,963	604,462,047	134,808	135,012	37,934	1,413,081
	山 林	16,757	110	710,377	450,423		42,393	26,880	131,000
	原 野	3,289	25	175,955	115,591		53,498	35,145	122,548
	鉄 軌 道	902,702	736	38,901,762	21,264,137		43,095	23,556	66,682
	複合鉄軌道	11,548	24	1,055,247	616,301		91,379	53,369	173,709
	雑 種 地	890,571	2,619	105,230,033	64,860,657		118,160	72,830	1,128,857
	池 沼	9,608	5	932,988	592,314		97,105	61,648	98,972
合 計		18,282,771	84,980	2,312,176,006	697,062,835		126,467	38,127	
4	一 般 田	178,771	326	24,876	24,876	※ 139,079	※ 139,150	※ 139,150	※ 171,000
	田	65,934	198	5,284,133	1,720,978		80,143	26,102	340,782
	一 般 畑	146,656	335	10,944	10,944	※ 74,557	※ 74,624	※ 74,624	※ 160,000
	畑	116,188	470	8,022,354	2,823,815		69,046	24,304	223,260
	宅 地	15,915,419	80,504	2,144,132,672	607,591,279	134,808	134,720	38,176	1,370,705
	山 林	16,650	109	702,798	448,961		42,210	26,965	131,000
	原 野	3,279	24	175,695	115,477		53,582	35,217	122,548
	鉄 軌 道	902,220	733	38,873,884	21,431,024		43,087	23,754	66,682
	複合鉄軌道	11,548	24	1,053,603	628,403		91,237	54,417	173,709
	雑 種 地	892,904	2,585	104,404,168	65,202,356		116,927	73,023	1,095,183
	池 沼	9,608	5	932,988	592,314		97,105	61,648	98,972
合 計		18,259,177	85,313	2,303,618,115	700,590,427		126,162	38,369	

(注) 1. 免税点以上のもの。田,畑は市街化区域農地と宅地介在農地の合算です。

2. 「一般田」と「一般畑」における「提示平均価格」、「平均価格」、「平均課税標準額」、「単位当り最高価格」は、1,000㎡当りの額です。

(4) 農地に関する概要(固定資産概要調書より)

年度	区分 種別	地 積 (㎡)	筆 数 (筆)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
30	特 定 市 農 (平26以前参入分)	180,343	653	13,466,099	4,441,904
	特 定 市 農 (平27以降参入分)	22,125	55	880,618	122,521
	一 般 農 地	360,131	743	40,416	37,558
	介 在 農 地	12,181	61	829,279	550,075
	合 計	574,780	1,512	15,216,412	5,152,058
令和元	特 定 市 農 (平27以前参入分)	176,209	636	13,124,777	4,348,343
	特 定 市 農 (平28以降参入分)	24,926	75	916,786	136,148
	一 般 農 地	355,388	728	39,699	36,647
	介 在 農 地	15,753	66	973,666	644,083
	合 計	572,276	1,505	15,054,928	5,165,221
2	特 定 市 農 (平28以前参入分)	165,271	608	12,340,180	4,094,951
	特 定 市 農 (平29以降参入分)	12,187	34	419,432	68,572
	一 般 農 地	357,467	740	39,630	36,527
	介 在 農 地	15,349	72	905,449	603,309
	合 計	550,274	1,454	13,704,691	4,803,359
3	特 定 市 農 (平29以前参入分)	156,269	584	12,357,857	3,849,538
	特 定 市 農 (平30以降参入分)	10,760	31	276,270	57,564
	一 般 農 地	352,502	717	39,145	36,079
	介 在 農 地	19,862	91	1,130,706	758,184
	合 計	539,393	1,423	13,803,978	4,701,365
4	特 定 市 農 (平30以前参入分)	158,405	572	12,073,845	3,858,018
	特 定 市 農 (令和以降参入分)	6,011	13	242,525	24,179
	一 般 農 地	351,633	713	38,913	35,820
	介 在 農 地	17,723	86	991,342	662,596
	合 計	533,772	1,384	13,346,625	4,580,613

(注) 課税標準額のみ免税点以上のもので集計しています。

(5) 家屋に関する概要(固定資産概要調書より)

年 度			30	令和元	2	3	4
区 分							
木 造	棟数 [A]		38,678	37,628	37,703	37,834	38,272
	総床面積 [B] (㎡)		4,282,733	4,242,169	4,251,653	4,268,540	4,331,135
	総価額 [C] (千円)		116,477,891	121,667,933	128,109,654	124,865,637	133,590,219
	提示平均価額 [D] (円)		-	-	-	-	-
	平均価格 C/B [E] (円)		27,197	28,681	30,132	29,253	30,844
	比率 E/D (%)		-	-	-	-	-
	総価格の前年比 (%)		97.9	104.5	105.3	97.5	107.0
非 木 造	棟数 [A]		17,748	17,706	17,810	17,664	18,046
	総床面積 [B] (㎡)		13,806,152	13,915,744	14,033,324	13,967,475	14,320,194
	総価額 [C] (千円)		810,844,223	827,094,043	847,232,401	845,914,823	883,163,291
	提示平均価額 [D] (円)		-	-	-	-	-
	平均価格 C/B [E] (円)		58,731	59,436	60,373	60,563	61,673
	比率 E/D (%)		-	-	-	-	-
	総価格の前年比 (%)		101.1	102.0	102.4	99.8	104.4
合 計	棟数 [A]		56,426	55,334	55,513	55,498	56,318
	総床面積 [B] (㎡)		18,088,885	18,157,913	18,284,977	18,236,015	18,651,329
	総価額 [C] (千円)		927,322,114	948,761,976	975,342,055	970,780,460	1,016,753,510
	平均価格 C/B [E] (円)		51,265	52,251	53,341	53,234	54,514
	総価格の前年比 (%)		100.7	102.3	102.8	99.5	104.7

(注) 免税点以上のもので集計しています。

(6) 家屋の種類別1㎡当りの平均価格(固定資産概要調書より)

(単位:円)

年 度			30	令和元	2	3	4
区 分							
木 造	住 宅	農 家	-	-	-	-	-
		専 用	28,145	29,517	30,887	29,829	31,212
		併 用	15,259	15,779	15,940	15,632	16,040
	店 工 倉 そ の 他	アパート等	23,656	26,523	29,578	30,757	36,260
		舗 場 }	23,521	26,277	29,002	27,693	29,840
非 木 造	住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄 鉄 C	3,891	4,360	4,446	4,344	4,402
		鉄 C	8,460	9,967	10,231	9,717	9,974
		鉄 骨	27,197	28,681	30,132	29,253	30,844
		軽 鉄	55,177	55,477	55,435	54,943	55,360
		ブ ロ ッ ク	66,398	67,258	68,494	69,318	70,674
非 木 造	そ の 他	鉄 鉄 C	46,028	46,692	47,726	47,404	48,590
		鉄 C	30,053	31,184	32,299	31,499	32,583
		鉄 骨	20,729	20,999	21,081	21,012	21,028
		軽 鉄	94,671	94,826	94,828	94,301	88,513
		ブ ロ ッ ク	57,520	57,729	58,428	58,441	58,533
非 木 造	そ の 他	鉄 鉄 C	48,581	49,476	50,549	50,087	54,323
		鉄 C	14,738	16,386	18,313	17,833	18,091
		鉄 骨	11,242	11,487	11,715	11,842	12,264
		軽 鉄	57,576	59,436	60,373	60,563	61,673
		ブ ロ ッ ク	57,576	59,436	60,373	60,563	61,673

(注) 1. 免税点以上のもので集計しています。

2. 「事務所・銀行」は、「店舗」で集計しています。

(7) 償却資産に関する概要(固定資産概要調書より)

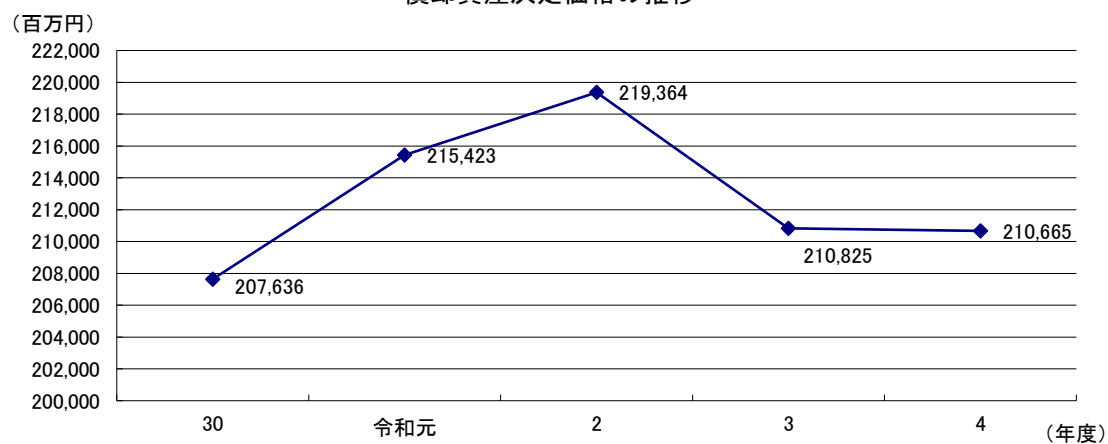
(単位:千円)

年度	種別 区分	構築物	機械及び 装置	船舶車両 及び 運搬具	工具及び 器具備品	小計	道府県知事及 び総務大臣決 定分	合計
30	決定価格	53,776,762	43,060,014	356,095	38,024,585	135,217,456	72,418,109	207,635,565
	課税標準額	53,591,143	42,868,911	356,095	37,738,646	134,554,795	70,835,452	205,390,247
	内訳							
	課税標準の特例適用	47,618	168,777	0	237,858	454,253		
令和元	以外のも	53,543,525	42,700,134	356,095	37,500,788	134,100,542		
	決定価格	54,114,540	52,221,962	313,839	37,215,928	143,866,269	71,556,835	215,423,104
	課税標準額	53,926,783	51,959,554	313,839	37,003,372	143,203,548	69,865,978	213,069,526
	内訳							
2	課税標準の特例適用	68,598	180,147	0	166,822	415,567		
	以外のも	53,858,185	51,779,407	313,839	36,836,550	142,787,981		
	決定価格	52,474,796	51,591,018	296,367	37,378,135	141,740,316	77,623,549	219,363,865
	課税標準額	52,304,929	51,137,962	296,367	37,047,496	140,786,754	74,859,875	215,646,629
3	内訳							
	課税標準の特例適用	48,605	126,186	0	167,912	342,703		
	以外のも	52,256,324	51,011,776	296,367	36,879,584	140,444,051		
	決定価格	49,042,713	48,989,791	591,090	34,507,852	133,131,446	77,693,329	210,824,775
4	課税標準額	48,364,158	48,435,825	589,864	33,668,143	131,057,990	74,775,830	205,833,820
	内訳							
	課税標準の特例適用	565,752	296,317	1,226	469,197	1,332,492		
	以外のも	47,798,406	48,139,508	588,638	33,198,946	129,725,498		
令和元	決定価格	50,216,777	46,480,454	523,979	36,422,791	133,644,001	77,020,674	210,664,675
	課税標準額	50,048,743	46,167,080	523,979	36,057,260	132,797,062	73,973,166	206,770,228
	内訳							
	課税標準の特例適用	62,402	63,004	0	143,778	269,184		
2	以外のも	49,986,341	46,104,076	523,979	35,913,482	132,527,878		

(注)1.免税点以上のもので集計しています。

2.小計欄及び合計欄には調整額を含みます。

償却資産決定価格の推移



(8) 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調(固定資産概要調書より)

区 分			3		4	
			納税義務者数 (人)	課税標準額 (千円)	納税義務者数 (人)	課税標準額 (千円)
150万円未満のもの			4,806	1,846,461	4,614	1,883,683
150万円以上 160万円未満のもの			72	111,466	69	106,866
160万円以上 170万円未満のもの			71	117,169	84	138,647
170万円以上 180万円未満のもの			66	115,326	65	113,785
180万円以上 190万円未満のもの			57	105,486	82	151,362
190万円以上 200万円未満のもの			63	122,857	65	126,430
200万円以上 300万円未満のもの			491	1,212,385	530	1,293,822
300万円以上 1,000万円未満のもの			1,223	6,751,932	1,362	7,473,417
1,000万円以上 2,000万円未満のもの			414	5,909,824	500	7,076,162
2,000万円以上 3,000万円未満のもの			184	4,516,647	211	5,163,884
3,000万円以上 1億円未満のもの			292	15,333,788	308	15,954,456
1億円以上のもの			200	171,536,940	211	169,171,397
計			7,939	207,680,281	8,101	208,653,911
計の内訳	法第389条 関係	大臣配分分	17	59,782,577	17	58,896,555
		知事配分分	4	14,993,253	4	15,076,611

(9) 償却資産の課税標準の特例を受けるもの(固定資産概要調書より)

— 市決定分 —

(単位:千円)

年度		30	令和元	2	3	4
区分	納税義務者数	37	47	45	45	34
	価 格(イ)	1,116,914	1,078,288	1,296,265	1,584,887	1,116,123
	課税標準額(ロ)	454,253	415,567	342,703	421,961	269,184
	(イ) - (ロ) 差 額	662,661	662,721	953,562	1,162,926	846,939
	税 額	9,277	9,278	13,350	16,281	11,857

(10) 審査の申出状況

(単位:件)

年度	区 分	審査申出		審査決定				取下げ 件数
		受理件数	件数内訳	件数	却下	棄却	一部容認	
30	土 地	1	2筆	1	0	0	1	0
	家 屋	4	5件	4	0	2	0	2
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	5		5	0	2	1	2
令和元	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
2	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
3	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
4	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0

(令和4年9月1日現在)

(11) 交付金の状況

(単位:円)

年 度		30	令和元	2	3	4
区 分						
交 付 金	大阪府	641,040,700	634,473,500	630,847,500	617,304,000	570,121,300
	近畿財務局	11,071,800	10,813,500	10,603,900	10,158,200	9,846,700
	長崎県	95,300	123,800	-	-	-
	島根県	442,600	446,300	446,300	446,300	446,300
	岩手県	87,200	81,000	81,000	84,700	79,200
	福岡県	110,200	110,200	110,200	110,200	99,500
	高知県	497,500	499,100	499,100	499,100	548,500
	大分県	49,000	47,400	45,900	44,500	43,100
	沖縄県	153,100	152,500	142,000	142,000	140,600
	合計	653,547,400	646,747,300	642,775,900	628,789,000	581,325,200
前年比		97.6	99.0	99.4	97.8	92.5

VI. 諸 税

(1) 軽自動車税(種別割)

(ア) 令和4年度車種別調定内訳(課税状況調より)

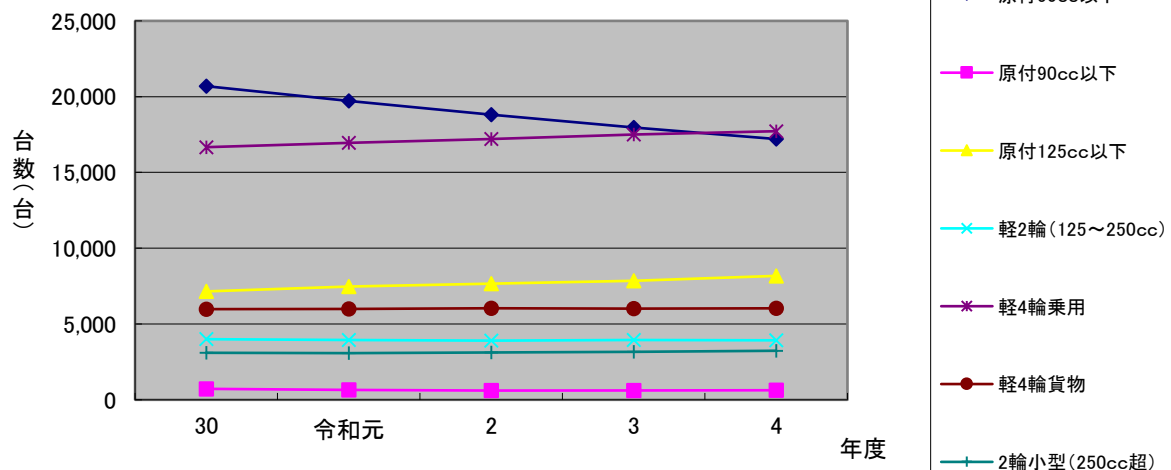
区 分			賦課期日 現在台数 (台) ①	①のうち 非課税台数 (台) ②	①のうち 減免・課税免除台数 (台) ③	課税台数 (台) ①－②－③	税 率 (円)	調 定 額 (千円)	
原動機付自転車	50 cc 以下		17,204	73	128	17,003	2,000	34,006	
	90 cc 以下		628	11	1	616	2,000	1,232	
	125 cc 以下		8,175	53	16	8,106	2,400	19,454	
	ミニカ一		154	0	0	154	3,700	570	
	小 計		26,161	137	145	25,879		55,262	
軽自動車及び小型特殊自動車	2 輪 車		3,926	0	6	3,920	3,600	14,112	
	3 輪 車		0	0	0	0	3,100	0	
	3 輪 車(新税率分)		0	0	0	0	3,900	0	
	3 輪 車(重課分)		0	0	0	0	4,600	0	
	3 輪 車(75%軽課分)		0	0	0	0	1,000	0	
	3 輪 車(50%軽課分)		0	0	0	0	2,000	0	
	3 輪 車(25%軽課分)		0	0	0	0	3,000	0	
	4 輪 車	乗用	営業用	11	0	3	8	5,500	44
			自家用	5,521	2	198	5,321	7,200	38,311
		貨物	営業用	180	0	0	180	3,000	540
			自家用	1,358	12	27	1,319	4,000	5,276
	4 (新税率分) 輪 車	乗用	営業用	1	0	0	1	6,900	7
			自家用	8,560	2	264	8,294	10,800	89,575
		貨物	営業用	346	0	1	345	3,800	1,311
			自家用	2,896	4	19	2,873	5,000	14,365
	4 (重課分) 輪 車	乗用	営業用	1	0	0	1	8,200	8
			自家用	3,626	2	115	3,509	12,900	45,266
		貨物	営業用	121	0	0	121	4,500	545
			自家用	1,130	10	17	1,103	6,000	6,618
	4 (75%軽課分) 輪 車	乗用	営業用	0	0	0	0	1,800	0
			自家用	1	0	0	1	2,700	3
		貨物	営業用	0	0	0	0	1,000	0
			自家用	1	0	0	1	1,300	1
	4 (50%軽課分) 輪 車	乗用	営業用	0	0	0	0	3,500	0
			自家用						
		貨物	営業用						
			自家用						
	4 (25%軽課分) 輪 車	乗用	営業用	0	0	0	0	5,200	0
			自家用						
		貨物	営業用						
			自家用						
	農 耕 用		24	0	0	24	2,400	58	
	そ の 他		89	2	0	87	5,900	513	
	小 計		27,792	34	650	27,108		216,553	
2 輪 の 小 型 自 動 車			3,234	0	5	3,229	6,000	19,374	
合 計			57,187	171	800	56,216		291,189	

(イ) 車種別台数及び構成比の推移(課税状況調より)

(単位:台)

年度	種 別 区 分	原 動 機 付 自 転 車				軽 自 動 車				小型特殊 自動車		2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
		50 cc 以 下	90 cc 以 下	125 cc 以 下	ミ ニ カ ー	2 輪 車	3 輪 車	4 輪 乗 用	4 輪 貨 物	農 耕 用	そ の 他		
30	課税分	20,493	697	7,096	139	3,994	0	16,132	5,868	23	82	3,087	57,611
	非課税・減免・ 課税免除分	199	24	55	0	4	0	535	112	0	2	3	934
	計	20,692	721	7,151	139	3,998	0	16,667	5,980	23	84	3,090	58,545
	構成比	35.3%	1.2%	12.2%	0.2%	6.8%	0.0%	28.5%	10.2%	0.0%	0.1%	5.3%	100%
令和元	課税分	19,519	625	7,409	140	3,934	0	16,358	5,893	24	90	3,074	57,066
	非課税・減免・ 課税免除分	200	22	55	0	7	0	584	105	0	2	3	978
	計	19,719	647	7,464	140	3,941	0	16,942	5,998	24	92	3,077	58,044
	構成比	34.0%	1.1%	12.9%	0.2%	6.8%	0.0%	29.2%	10.3%	0.0%	0.2%	5.3%	100%
2	課税分	18,611	598	7,599	126	3,894	0	16,637	5,938	24	87	3,125	56,639
	非課税・減免・ 課税免除分	200	19	61	0	8	0	573	100	0	2	6	969
	計	18,811	617	7,660	126	3,902	0	17,210	6,038	24	89	3,131	57,608
	構成比	32.7%	1.1%	13.3%	0.2%	6.8%	0.0%	29.9%	10.5%	0.0%	0.2%	5.4%	100%
3	課税分	17,762	600	7,792	136	3,940	0	16,932	5,931	24	85	3,161	56,363
	非課税・減免・ 課税免除分	197	15	64	0	7	0	578	90	0	2	7	960
	計	17,959	615	7,856	136	3,947	0	17,510	6,021	24	87	3,168	57,323
	構成比	31.3%	1.1%	13.7%	0.2%	6.9%	0.0%	30.5%	10.5%	0.0%	0.2%	5.5%	100%
4	課税分	17,003	616	8,106	154	3,920	0	17,135	5,942	24	87	3,229	56,216
	非課税・減免・ 課税免除分	201	12	69	0	6	0	586	90	0	2	5	971
	計	17,204	628	8,175	154	3,926	0	17,721	6,032	24	89	3,234	57,187
	構成比	30.1%	1.1%	14.3%	0.3%	6.9%	0.0%	31.0%	10.5%	0.0%	0.2%	5.7%	100%

主要な車種別台数の推移

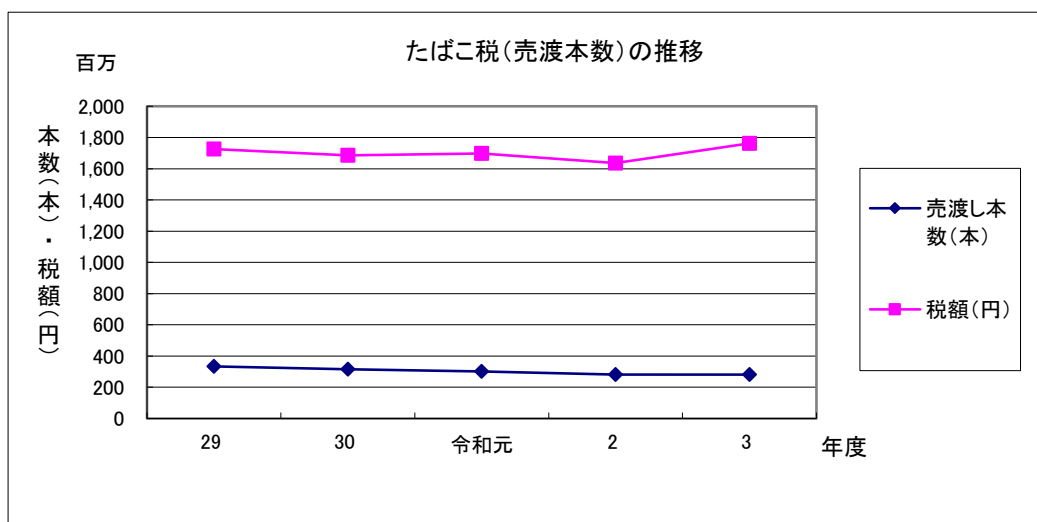


(2) 市たばこ税

年 度		29	30	令和元	2	3
区 分						
課税標準＝売渡し本数－還付本数(本)		333,788,421	315,181,385	301,375,178	281,487,029	282,268,430
税 率	旧3級品以外 1,000本につき (円)	5,262	5,262	5,692	5,692	6,122
			10月から 5,692		10月から 6,122	10月から 6,552
	旧3級品 1,000本につき (円)	3,355	4,000	4,000	5,692	6,122
				10月から 5,692	10月から 6,122	10月から 6,552
返 還 控 除	本 数 (本)	1,900,471	1,866,284	1,928,297	1,920,997	1,952,340
	税 額 (円)	9,967,558	10,066,205	10,947,190	11,240,745	12,174,058
税 額 (円)		1,726,031,442	1,686,214,205	1,697,739,594	1,636,199,059	1,762,326,736
前 年 比 (%)		93.1	97.7	100.7	96.4	107.7
1人当りの税額 (円)		4,664	4,545	4,540	4,341	4,653
1人当りの売渡し本数 (本)		902	849	806	747	745

(注) 一人当りの税額、本数は毎年度末現在の人口の合計で除したものです。

平成28年度～令和元年度の税額には、税率の引上げによる手持品課税分の金額は含まれていないため、決算額とは異なります。



(3) 入湯税

年 度		29	30	令和元	2	3
区 分						
宿泊客	人 数 (人)	0	0	0	0	0
	税 額 (円)	0	0	0	0	0
日帰り客	人 数 (人)	313,135	319,087	309,884	214,144	194,946
	税 額 (円)	23,485,125	23,931,525	23,241,300	16,060,800	14,620,950
課税免除	12歳未満 (人)	54,363	52,363	53,668	24,013	26,427
	学校教育 (人)	0	0	0	0	
合 計 税 額 (円)		23,485,125	23,931,525	23,241,300	16,060,800	14,620,950

(4) 事業所税

区分	種別	年度	29	30	令和元	2	3
事業に係る事業所税	資産割	納税義務者数 (件)	437	416	415	432	423
		事業所床面積 (A) (㎡)	1,796,243	1,930,133	1,917,607	1,964,978	1,892,768
		(A)のうち非課税対象分 (B) (㎡)	322,222	347,554	329,668	349,018	341,181
		(A)のうち課税標準の特例対象等に係る控除分 (C) (㎡)	73,986	158,119	149,261	158,245	154,560
		減免対象床面積相当分 (D) (㎡)	20,442	19,917	20,360	21,466	21,466
		課税標準額 (A) - (B) - (C) - (D) (E) (㎡)	1,379,593	1,404,543	1,418,318	1,436,249	1,375,561
		調定額 (千円)	827,739	842,710	850,921	861,730	825,321
	従業者割	納税義務者数 (件)	105	105	107	106	113
		従業者給与総額 (A) (千円)	88,137,074	88,088,675	94,988,307	99,164,870	95,406,439
		(A)のうち非課税対象分 (B) (千円)	5,611,687	5,879,724	6,087,466	6,143,571	5,912,204
		(A)のうち課税標準の特例対象等に係る控除分 (C) (千円)	537,062	523,974	533,266	247,506	193,707
		減免対象相当分 (D) (千円)	245,059	235,220	234,795	221,498	164,635
		課税標準額 (A) - (B) - (C) - (D) (E) (千円)	81,743,266	81,449,757	88,132,780	92,552,295	89,135,893
		調定額 (千円)	204,212	203,619	220,327	231,096	222,834
	延べ件数 (件)		542	521	522	538	536
	実件数 (件)		443	428	425	438	434
	合計調定額 (千円)		1,031,951	1,046,329	1,071,248	1,092,826	1,048,155

(5) 特別土地保有税

平成15年度以降、税制改正により課税停止です。

また、平成19年度以降徴収猶予中の土地はありません。

VII. 納 税

(1) 不納欠損額

(単位:円)

年度 税目		29	30	令和元	2	3
市民税	個人	67,669,985	88,832,578	46,984,168	39,215,353	27,599,810
	法人	2,644,732	4,139,770	2,585,605	6,878,554	3,096,964
固定資産税		50,011,048	21,829,177	29,411,582	11,196,100	6,658,694
都市計画税		12,925,280	5,586,789	7,552,037	2,885,853	1,695,374
軽自動車税		1,956,800	1,856,500	1,950,800	1,799,149	1,533,590
事業所税		0	0	0	0	0
合 計		135,207,845	122,244,814	88,484,192	61,975,009	40,584,432
市税(調定額)に 対する不納欠損率		0.200%	0.179%	0.127%	0.089%	0.058%

(2) 市税口座振替加入状況

税目 区分 年度	市民税・府民税				固定資産税・都市計画税 (償却資産分を含む)				軽自動車税			
	加入者数	加入率	振替済金額	占有率	加入者数	加入率	振替済金額	占有率	加入者数	加入率	振替済金額	占有率
	(件)	(%)	(円)	(%)	(件)	(%)	(円)	(%)	(件)	(%)	(円)	(%)
29	全 7,366		876,113,464		全 25,442		3,615,754,400		5,401		13,694,500	
	期 7,000		1,104,063,163		期 16,884		4,754,827,700					
	14,366	28.8	1,980,176,627	19.9	42,326	38.2	8,370,582,100	28.0	5,401	12.3	13,694,500	5.6
30	全 7,135		826,677,795		全 26,257		3,733,526,500		5,470		13,991,300	
	期 7,029		1,146,514,400		期 17,426		4,882,075,300					
	14,164	31.3	1,973,192,195	21.1	43,683	39.2	8,615,601,800	28.5	5,470	12.6	13,991,300	5.5
令和元	全 7,121		738,803,960		全 27,134		3,883,487,900		5,529		14,252,800	
	期 7,263		1,060,145,946		期 19,078		4,858,219,700					
	14,384	29.2	1,798,949,906	20.1	46,212	41.2	8,741,707,600	28.3	5,529	12.9	14,252,800	5.5
2	全 7,133		766,830,476		全 28,500		4,132,234,000		5,628		14,167,500	
	期 7,310		1,169,533,736		期 18,589		4,921,089,030					
	14,443	28.8	1,936,364,212	20.8	47,089	41.7	9,053,323,030	29.8	5,628	13.2	14,167,500	5.3
3	全 7,092		822,687,735		全 29,660		4,244,893,800		5,681		14,622,400	
	期 7,442		1,062,132,261		期 19,078		4,988,714,800					
	14,534	27.6	1,884,819,996	18.7	48,738	42.8	9,233,608,600	29.6	5,681	13.4	14,622,400	5.3

(つづき)

税目 区分 年度	合 計				手 数 料 (円)
	加入者数	加入率	振替済金額	占有率	
	(件)	(%)	(円)	(%)	
29	全 38,209		4,505,562,364		415,276
	期 23,884		5,858,890,863		(うちゆうちょ銀行分
	62,093	30.4	10,364,453,227	25.9	178,160)
30	全 38,862		4,574,195,595		418,058
	期 24,455		6,028,589,700		(うちゆうちょ銀行分
	63,317	31.7	10,602,785,295	26.6	177,640)
令和元	全 39,784		4,636,544,660		806,391
	期 26,341		5,918,365,646		(うちゆうちょ銀行分
	66,125	32.4	10,554,910,306	26.3	176,840)
2	全 41,261		4,913,231,976		1,002,600
	期 25,899		6,090,622,766		(うちゆうちょ銀行分
	67,160	32.7	11,003,854,742	27.6	177,270)
3	全 42,433		5,082,203,935		1,024,706
	期 26,520		6,050,847,061		(うちゆうちょ銀行分
	68,953	33.0	11,133,050,996	26.8	179,950)

(注)

$$1. \text{ 加入率} = \frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{納税義務者数}} \times 100$$

$$2. \text{ 占有率} = \frac{\text{振替済金額}}{\text{収入総額}} \times 100$$

3. 手数料(振替済納付書1件当たり)

10円＋消費税(※平成31年4月1日から) ゆうちょ銀行は10円
※平成30年度までは3円＋消費税□

4. 全・・・全期前納
期・・・期別納付

5. 軽自動車税(種別割)の振替は、第1期で全額振替

(3) 財産差押状況

年度	種 別	前年度からの繰越		本 年 度 行		同 左 解 除 (配当・弁済受領含む)		次 年 度 繰越	
		金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)
29	不 動 産	79,920,697	404	29,411,747	40	58,428,781	36	50,903,663	408
	債 権	66,432,903	146	84,175,634	143	91,459,348	169	59,149,189	120
	電話加入権	809,540	5	0	0	809,540	5	0	0
	そ の 他	4,221,779	6	1,667,400	2	663,000	1	5,226,179	7
	合 計	151,384,919	561	115,254,781	185	151,360,669	211	115,279,031	535
30	不 動 産	50,903,663	408	32,441,635	48	34,566,953	79	48,778,345	377
	債 権	59,149,189	120	71,686,334	115	82,732,612	119	48,102,911	116
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	5,226,179	7	2,253,900	3	725,300	1	6,754,779	9
	合 計	115,279,031	535	106,381,869	166	118,024,865	199	103,636,035	502
令和元	不 動 産	48,778,345	377	51,710,376	79	40,754,787	59	59,733,934	397
	債 権	48,102,911	116	72,260,186	243	79,927,632	228	40,435,465	131
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	6,754,779	9	0	0	2,533,000	3	4,221,779	6
	合 計	103,636,035	502	123,970,562	322	123,215,419	290	104,391,178	534
2	不 動 産	59,733,934	397	36,686,507	63	39,952,602	74	56,467,839	386
	債 権	40,435,465	131	59,932,311	269	70,102,848	279	30,264,928	121
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	4,221,779	6	0	0	2,242,034	3	1,979,745	3
	合 計	104,391,178	534	96,618,818	332	112,297,484	356	88,712,512	510
3	不 動 産	56,467,839	386	33,686,242	45	33,099,463	124	57,054,618	307
	債 権	30,264,928	121	96,041,371	579	84,830,441	533	41,475,858	167
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,979,745	3	0	0	50,000	1	1,929,745	2
	合 計	88,712,512	510	129,727,613	624	117,979,904	658	100,460,221	476

VIII. 税外収入

(1) 証明・閲覧等の状況

区分 \ 年度		29	30	令和元	2	3
課税納税証明手数料	金 額 (円)	14,365,400	12,983,400	11,612,400	12,153,000	11,800,650
	窓口・郵送	1件につき (円)	200	200	250	250
		有 料 (件)	71,827	64,917	47,228	43,093
		免 除 (件)	1,058	1,045	709	620
	コンビニ	1件につき (円)			200	200
		件数 (件)			1,730	5,137
軽自動車税納税証明	免 除 (件)	3,233	3,237	3,248	3,197	3,245
評価証明等手数料	金 額 (円)	5,412,100	5,473,100	6,326,500	5,936,100	6,461,400
	評価・公課証明	1件につき (円)	200	200	200	200
		有 料 (件)	15,855	15,977	15,486	15,198
		免 除 (件)	3,100	2,616	1,648	1,732
	住宅用家屋証明	1件につき (円)	1,300	1,300	1,300	1,300
		新 築 (41条)	有 料 (件)	1,124	1,037	1,460
			免 除 (件)	0	0	0
		既 存 (42条)	有 料 (件)	593	710	799
			免 除 (件)	0	0	0
		その他の証明	1件につき (円)	200	200	200
			有 料 (件)	45	33	42
			免 除 (件)	1	0	0
固定資産課税台帳等 閲覧手数料	金 額 (円)	177,000	195,900	174,600	175,500	143,400
	1件につき (円)	300	300	300	300	300
	有 料 (件)	590	653	582	585	478
	免 除 (件)	23	15	111	86	61
原動機付自転車 標識弁償金	金 額 (円)	5,800	4,600	5,200	4,600	6,400
	1件につき (円)	200	200	200	200	200
	件数 (件)	29	23	26	23	32

(注1) 課税納税証明手数料には、コンビニ交付確認試験手数料は含みません。

(注2) コンビニ交付による課税証明書発行のサービス開始日は令和2年5月20日です。

(2) 督促手数料及び延滞金等に関する調

(単位:円)

年度 種別	29	30	令和元	2	3
督促手数料	4,821,007	4,336,323	4,319,479	4,097,888	3,744,433
市税延滞金	88,170,691	77,699,200	85,069,388	100,845,398	105,377,525
府民税延滞金	25,086,679	25,233,930	31,565,319	32,560,323	32,724,889
市税加算金	-	-	1,100	-	-

(3) 個人府民税徴収取扱事務費委託金

()は前年比% (単位:円)

年度 区分	納税義務者数を 基礎とするもの	払 込 金 額 に対するもの	還 付 金 等 に対するもの	計
29	526,140,000	381,791	43,483,064	570,004,855 (101.6)
30	528,627,000	306,849	61,501,986	590,435,835 (103.6)
令和元	540,148,500	344,071	71,691,850	612,184,421 (103.7)
2	551,628,000	188,578	45,519,852	597,336,430 (97.6)
3	557,196,000	185,857	64,266,073	621,647,930 (104.1)

(注) 年度区分は収納月によります。

(4) 市町村交付金調整金

(単位:千円)

年度 種別	30	令和元	2	3	4
市町村交付金調整金	2,651	2,676	2,575	2,610	2,630

水道事業について、平成22年に大阪府水道部から大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）へ移行しました。市町村交付金調整金（以下「調整金」という。）は、平成25年度より、移行に伴い企業団の構成団体に一部に発生する市町村交付金の減収に対応したものです。調整金は、企業団の取水施設等の所在する構成団体に対して交付されますが、構成団体の区域の水道事業を企業団が行う場合は交付対象となりません。

令和4年度版 税 務 統 計

(令和4年11月発行)

編集発行 : 税務部 税制課

〒564－8550 (個別郵便番号)

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06－6384－1231 (代表)

FAX 06－6368－7344 (税務部専用)

ホームページ

<https://www.city.suita.osaka.jp>



吹田市イメージキャラクター
「すいたん」